

## 平成29年第1回鮫川村議会定例会会議録目次

### 第1号 (3月7日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のために出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
諸般の報告	5
村長挨拶	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	8
一般質問	9
北 條 利 雄 君	9
宗 田 雅 之 君	27
京 條 英 征 君	36
関 根 政 雄 君	45
遠 藤 貴 人 君	56
前 田 武 久 君	62
会議時間の延長	73
報告第1号の上程、説明、質疑	73
議案第1号～議案第5号の上程、説明	75
議案第6号～議案第12号の上程、説明	76
議案第13号～議案第22号の上程、説明	84
議案第23号～議案第30号の上程、説明	90
散会の宣告	92

第 2 号 (3月13日)

議事日程	9 3
本日の会議に付した事件	9 5
出席議員	9 6
欠席議員	9 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 6
職務のために出席した者の職氏名	9 6
開議の宣告	9 7
議事日程の報告	9 7
諸般の報告	9 7
議案第 1 号～議案第 5 号の質疑、討論、採決	9 7
議案第 6 号～議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	9 8
議案第 1 3 号～議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	1 0 0
議案第 2 3 号～議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	1 0 2
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
請願第 1 号の審査結果の報告、質疑、討論、採決	1 0 8
日程の追加	1 0 9
諮問第 1 号の上程、説明、採決	1 0 9
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
閉会中の継続審査申し出について	1 1 1
閉会の宣告	1 1 1
署名議員	1 1 3

第 1 回 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

## 平成29年第1回鮫川村議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成29年3月7日(火曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について

(工場請負契約の変更(村道新宿古殿線舗装補修工事))

報告内容の説明・質疑

日程第 5 議案第 1号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例

提案理由の説明

日程第 6 議案第 2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 7 議案第 3号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 8 議案第 4号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 9 議案第 5号 鮫川村東日本大震災復興基金条例を廃止する条例

提案理由の説明

日程第10 議案第 6号 平成28年度鮫川村一般会計補正予算(第6号)

提案理由の説明

日程第11 議案第 7号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算  
(第4号)

提案理由の説明

日程第12 議案第 8号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算  
(第4号)

提案理由の説明

日程第13 議案第9号 平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

提案理由の説明

日程第14 議案第10号 平成28年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第4号）

提案理由の説明

日程第15 議案第11号 平成28年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）

提案理由の説明

日程第16 議案第12号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第17 議案第13号 平成29年度鮫川村一般会計予算

提案理由の説明

日程第18 議案第14号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

提案理由の説明

日程第19 議案第15号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算

提案理由の説明

日程第20 議案第16号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算

提案理由の説明

日程第21 議案第17号 平成29年度鮫川村村営バス事業特別会計予算

提案理由の説明

日程第22 議案第18号 平成29年度鮫川村集落排水事業特別会計予算

提案理由の説明

日程第23 議案第19号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計予算

提案理由の説明

日程第24 議案第20号 平成29年度鮫川村交流施設特別会計予算

提案理由の説明

日程第25 議案第21号 平成29年度鮫川村学校給食センター特別会計予算

提案理由の説明

日程第26 議案第22号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算

提案理由の説明

- 日程第27 議案第23号 村道路線の認定について  
提案理由の説明
- 日程第28 議案第24号 村道路線の廃止について  
提案理由の説明
- 日程第29 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村鹿角平観光牧場）  
提案理由の説明
- 日程第30 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農村体験交流施設）  
提案理由の説明
- 日程第31 議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西山辺地）  
提案理由の説明
- 日程第32 議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（石井草辺地）  
提案理由の説明
- 日程第33 議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（戸草辺地）  
提案理由の説明
- 日程第34 議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（渡瀬辺地）  
提案理由の説明
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
6番	京條英征君	7番	前田雅秀君
8番	関根政雄君	9番	前田武久君

10番 宗田雅之君  
欠席議員（なし）

11番 星一彌君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
企画調整課長	鏑木重正君	住民福祉課長	鈴木真理子君
農林課長 農林委員会 農務局長	村山義美君	地域整備課長	渡邊敬君
教育課長	鈴木守弘君	代表委員	根本一美君
会計管理者 兼出納室長	古舘甚子君	監査委員	

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	斉藤利己	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

---

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから平成29年第1回鮫川村議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。  
事務局長。

○事務局長（斉藤利己） 諸般の報告をいたします。

受理しました請願・陳情は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

本会議に村長、教育委員会教育長、農業委員会事務局長及び代表監査委員に出席を求めました。

次に、議員派遣、出張関係であります。

初めに、議員派遣であります。

2月23日、埴町議会議員研修会のため、議員5名を埴町に、また東白川地方町村長議会議員研修会のため、議員9名を埴町に派遣いたしました。

出張関係であります。12月21日、第4回東白川地方町村議会議長会定例会のため議長が棚倉町に、1月10日、年始挨拶訪問のため議長及び副議長が棚倉町に、1月11日、年始知事懇談会のため議長が福島市に、1月20日、福島県町村議会議長会理事・監事合同会議のため議長が福島市に、1月21日、矢祭町合併60周年記念式典のため議長が矢祭町に、2月10日、白河地方広域市町村圏整備組合圏域市町村長並びに代表議長会議のため議長が白河市に、2



月21日、福島県町村議会議長会定期総会のため議長が福島市に、2月24日、東白川郡森林組合第50回通常総代会のため議長が棚倉町に出張いたしました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

---

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第1回鮫川村議会定例会の開催に当たりまして、全議員出席のもとにご審議をいただきますこと、厚く御礼を申し上げます。

また、先日は、第31回町村議会広報の全国コンクールにおいて本村議会の広報紙が、企画構成部門の奨励賞というはえある賞を受賞されました。まことにおめでとうございます。議員皆様方の日ごろの努力が認められたものであり、心からお祝いを申し上げるところであります。

また、先日、1日に行われました修明高校鮫川校の卒業式にご出席をいただきまして、大変ご苦勞さまでございました。鮫川校の29年度の募集状況であります。1期選抜の合格内定者が9名、2期選抜は志願の段階ではありますが、7名です。現在で合計16名ということで、過半数超えの21名にはいまだ5名不足という大変厳しい状況であります。3期選抜の増加を期待するところであります。

次に、昨年、本村出身者で初めてゴルフのプロテストに合格されました蛭田みな美ちゃんの今後の活躍を応援する目的を持って、先月18日に後援会を設立し、私が後援会長に、そして星議長が副会長に委嘱されました。みな美ちゃんは、アマチュア時代の平成26年6月に行われました日本女子アマチュアゴルフ選手権大会で優勝するなど、ジュニア時代から数々の優勝や世界のジュニアゴルフ選手権でも3位に入賞するなど、今後大いに期待できる選手でもあります。本人の活躍はもとより、福島県の原発事故からの風評の払拭のためにも、東白川郡そして鮫川村の知名度アップのためにも、村を挙げて応援してまいりたいと思います。

先日です。5日、日本女子ツアーの開幕戦、日曜日が最終日でありましたが、新人らしからぬ、みな美ちゃんの成績でありました。4日間で5オーバーの27位。ですから、ことしじ

ゆうには、新人での優勝もあるのではないかと期待しているところであります。議員皆さんの応援もお願いするところであります。

さて、今定例会でご審議いただく議案についてでありますか、専決処分の報告案件が1件、平成29年度会計予算が一般会計と9つの特別会計合わせまして10議案であります。平成28年度の予算補正に係る議案が鮫川村一般会計補正予算（第6号）と6つの特別会計の補正予算の7議案、条例関係議案が5議案、村道路線の認定廃止についての議案が2議案、公の施設の指定管理者の指定についての議案が2議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての議案が4議案、合計30議案と、報告案件が1件であります。このほかに人事案件1件の追加議案を予定しているところであります。

平成29年度の予算編成に当たりましては、原発事故による農作物の風評被害対策、そして第4次鮫川村振興計画 つながりで支え輝く村づくりの基本理念をもとに、農林畜産業を中心とした各種産業を振興させる村づくり、里山景観を生かしたきれいな村づくり、人の集まる活気のある村づくり、赤ちゃんからお年寄りまで皆さんが安心して暮らせる村づくりを目指し、地方交付税の減額が見込まれるもとでも、厳しい財政運営を余儀なくされるところでありますが、可能な限りの積極予算としたところであります。

予算額であります。一般会計が前年度より1億5,000万円増額の30億8,000万円、国保の特別会計で13億6,900万円、前年度と比較しますと約2,000万円の減であります。一般会計と特別会計合わせまして44億9,000万円、昨年と比較しますと1億2,900万円、3%の増額予算とさせていただきました。

主な事業といたしましては、西山の水口地区に若者の村外転出を抑制するための定住促進住宅の建設、村道水口・大沢線の改良工事、消防法の改正により設置が義務づけられました、高齢者総合福祉センターひだまり荘の火災報知装置連動型スプリネックス設置の工事、舗装面が劣化した路面の性状調査業務委託、そして村道富田・山田線の舗装補修工事、過年度の土木農地災の復旧事業などがあります。詳細につきましては、過日の全員協議会で説明をさせていただきますので、割愛させていただきます。

ご提案しました議案につきましては十分ご審議をいただき、原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、挨拶にかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これで村長の発言が終わりました。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定により、

3番 北 條 利 雄 君 及び

5番 関 根 英 也 君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る2月27日に議会運営委員会を開催し、本定例議会の運営について協議をいたしました。本定例会の案件は、報告1件を含む村長提出議案31件と議員発議1件であります。このほか請願書1件を総務文教常任委員会に付託をいたします。

次に、一般質問ですけれども、6名の議員から報告がありました。いずれも通告どおり、質問を許可すべきものと認めました。

会期につきましては、本日、3月7日から3月13日までの7日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から3月13日までの7日間と決定いたしました。

---

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

---

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 3番、北條利雄君。

[3番 北條利雄君 登壇]

○3番（北條利雄君） おはようございます。

3番、北條でございます。

私は、本定例会におきまして、3点について一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1点でございますが、介護予防・日常生活支援総合事業についてでございます。

27年第7回12月定例会で、本村の地域支援事業の計画策定進捗状況とサービス供給体制整備を一般質問しました。これら総合事業の具体的な検討に至っていないが、地域に合った介護予防、生活支援を包括的に提供する地域包括システムを構築すると答弁されております。その後の計画策定とサービス供給体制整備計画の進捗と策定状況を含め、細部項目について、再度お伺いをいたします。

第1点、地域包括ケア会議の構成員、計画内容、事業実施方策についてです。

第2点、認知症初期集中支援チームの構成員、計画内容、事業実施方策についてでございます。

第3点、総合事業のサービス供給体制整備のガイドラインの作成、評価、財源についてでございます。

第4点、在宅医療・介護の連携推進の事業体についてでございます。

第5点、ボランティア等の生活支援の担い手の育成、発掘等の地域資源の配置についてでございます。

第6点、地域包括支援センターの評価と機能強化についてでございます。

第7点、社会福祉協議会の地域支援事業に移行する影響と対策についてでございます。

第8点、介護予防事業の一つである筋力教室、地域ふれあいサロン事業との連携と整合性についてでございます。

以上、質問をいたしますので、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、3番、北條議員の介護予防・日常生活支援総合事業についての8点の質問にお答えをします。ちょっと長くなります、我慢して。丁寧な説明をさせていただきます。

まず初めに、介護保険制度は、要介護1から5までの介護給付、要支援1から2までの介護予防給付、そして地域支援事業の3つの事業から構成されています。そのうちの地域支援事業についてはさらに細分化され、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業となります。ご質問の新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業で構成されております。改正前の訪問介護及び通所介護の介護予防給付は、介護予防・生活支援サービス事業に位置づけられ、市町村で実施するよう改正されたものですが、委託することも可能であることから、村では、平成29年1月から村の社会福祉協議会へ委託し、従前の訪問介護及び通所介護を介護予防サービスの訪問型サービス及び通所型サービスに移行したところであります。一般介護予防事業は、筋力づくり教室や各行政区で実施しております地区高齢者支援事業を継続し、さらには今年度、モデル事業で実施させていただきました「いきいき百歳体操」を新たに推進するものとしております。

次に、包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備から構成され、ご質問の①の地域包括ケア会議、2番目の認知症初期集中支援チーム、4番目の在宅医療・介護連携の推進、そして6番目の地域包括支援センターにつきましては、この事業に位置づけられることとなります。

それでは、1番から8番の順序に沿ってお答えを申し上げます。

まず初めに、地域包括ケア会議につきましては、地域の高齢者等の多様なニーズに対応するため、保健、医療、福祉、介護サービスを総合的に調整し、地域包括ケア体制の推進を図るため、平成28年4月に鮫川村地域包括ケア会議設置要綱を制定しております。委員の構成は、行政区代表者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者の代表、介護保険サービス事業所の代表者、その他村長が必要と認める者とし、3年を任期に、職員を含め17名で組織しております。今年度は4回開催し、新しい介護予防・日常生活支援総合事業など、地域包括ケア体制の構築に向け協議を進めているところであります。

また、困難ケースなどの検討や連携を図るために、実務担当者で組織する個別ケア会議は、

3回ほど開催しております。

次に、認知症の初期集中支援チームにつきましては、高齢者の増加に伴い、認知症の人がさらに増加することが見込まれていることなどを踏まえて、施策を具体的に推進するために、国では、平成24年9月に認知症施策推進5カ年戦略（オレンジプラン）を策定し、その後オレンジプランを加速化するために、平成27年1月に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定し、平成26年度の介護保険制度の改正によって再編されました認知症初期集中支援推進事業に位置づけ、認知症になられても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期にかかわり、早期診断または早期対応に向けた支援体制である認知症初期集中支援チームを、平成30年度までに全ての町村に設置することが義務づけられました。このことを踏まえ、矢祭町が事務局となり、平成27年11月に東白川郡医師会長、埴厚生病院の関係者、郡内4町村の地域包括支援センターの代表者、担当課長で構成する東白川郡認知症初期集中支援チーム設置検討委員会を設置し、協議を進めてきたところであります。

この委員会は、平成30年度までに認知症初期集中支援チームを設置し、郡内共通した支援体制の確立を図ることを目的に矢祭町が事業主体となり、地域包括ケアシステム構築推進事業の補助を受け、認知症初期集中支援チームを構成するための必要な診療内科医による認知症サポート医や介護士等の専門職によるチーム員研修の受講を推進し、埴厚生病院の協力をいただきながら、支援チームの体制づくりを進めていただきました。当初、4町村が共同で設置をする考えでありましたが、職員配置をしますと経費の負担が伴うことや、現在の認知症にかかわるケースやニーズの状況を勘案しますと、拙速に共同設置せず、反面、それぞれの町村において設置することとし、平成29年4月から運用が開始できるよう設置方法や構成員などの事務手続の検討をしているところであります。村の地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを置く方向ですが、社会福祉協議会との協議をし、詳細については、3月末までに認知症ケアバスや実施要綱等の制定をしたいと考えております。

また、認知症の地域支援・ケア向上推進事業においては、村の地域包括支援センターに認知症地域支援推進研修を受講しました推進員を配置しておりますので、現行の体制で推進することとしています。

次の総合事業のサービス供給体制整備のガイドラインの作成、評価、財源についての質問ですが、このガイドラインにつきましては厚生労働省老健局が作成するものであります。厚生労働省のホームページに掲載されておりますので、閲覧いただくことをお願いし、

割愛をさせていただきます。

次に、在宅医療介護の連携推進につきましては、医療機関と行政地域包括支援センター、被保険者との連携を図るため、退院支援ルールを県南地域で策定し、平成28年4月から運用を開始したところであります。この退院支援ルールは、入院された被保険者患者が退院する際に必要な介護保険サービスをすぐに受けられるようにするための連携の仕組みです。病院とケアマネージャーが患者の入院時から情報を共有し、退院に向けて話し合い、介護保険サービスの調査などを行うものであります。これはとても大事な事業であると思います。今、病院では、なかなか長く扱ってくれないんですね。時々入院、そしてほぼ在宅という国の医療の考え方でありますので、ご理解いただきたいと思います。

また、村では、医療及び介護を必要とする高齢者が住みなれた地域で安心して在宅療養生活が続けられるよう、地域の課題を把握し、その対応策の検討等を行うことを目的として在宅医療と介護の連携を図るため、国保診療所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、住民福祉課で組織する在宅医療介護連携推進会議を設置し、2月に第1回の会議を開催させていただきました。村の唯一の医療機関が復興診療所であり、村民の身近にある国保診療所でありますので、小野先生にご理解、ご協力をいただき、先生を核とし、在宅療養をされている高齢者やその家族の支援を推進するために、関係者及び関係機関の連携を図ることとしていきます。

次に、ボランティア等の生活支援の担い手の育成、発掘等の地域資源の配置についての質問であります。地域支援事業の包括的支援事業に生活支援サービスの体制整備が位置づけられています。これは、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加するため、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が、見守りや安否確認、外出支援、家事支援などの生活支援サービスを提供することが必要であるとされています。また、高齢者の介護予防が求められている中で、社会参加や社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながるとされていることから、多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援するための制度の位置づけが、評価されました。村では、お助け事業で見守りや安否の確認、家事支援等を実施しているところでありますが、新たな視点を持ち、地域包括ケア会議において、生活支援サービスの体制整備を協議することとしております。

次に、6番の地域包括支援センターの評価と機能強化につきましては、鮫川村地域包括支援センター地域密着型サービス運営協議会を年1回開催し、運営状況や予算決算について協

議をいただき、ご理解をいただいております。

次に、社会福祉協議会の地域支援事業に移行する影響と対策につきましては、初めにお答えをさせていただきましたが、平成29年1月から村の社会福祉協議会へ委託し、従前の予防給付である訪問介護及び通所介護を、地域支援事業として訪問型サービス及び通所型サービスに差異なく移行しましたので、社会福祉協議会への影響はないものと考えております。

次に、最後です。

8番の介護予防事業の一つである筋力づくり教室、地域ふれあいサロン事業との連携についての質問であります。筋力づくり教室と各行政区が主体となって行われている地区高齢者支援につきましては、継続して実施することとしております。鮫川村は多くの地域の皆さんに協力をいただいております。ビーンズヘルスの会、そしてひまわりの会、こういった皆さんの活躍が、大変ありがたいと感じております。

今年度、新たに住民が主体的に活動する事業として専門職の派遣など、県の支援を受け、「いきいき百歳体操」を実施しました。3カ月間体操に取り組んでいただき、体力測定や理学療法士さんの評価を見た結果、改善が見られるなどの参加者に好評を得ていることや現在4グループで継続して活動することが、先日開催しました養成講座の中で報告があったようであります。村では、今後も「いきいき百歳体操」の普及に努めていきたいと考えております。地域ふれあいサロン事業につきましては、社会福祉協議会において事業を行っておりますが、今年度は「いきいき百歳体操」をきっかけにサロン事業をあわせて実施されている江竜田地区が1地区増となりまして、このサロン事業、10地区で活動しているようであります。

以上で、8つの質問のお答えとさせていただきますが、平成29年度は第8期鮫川村高齢者福祉計画、第7期鮫川村介護保険事業の策定時期となります。ですから、新たな介護保険料が決まるわけです。この保険事業の評価や見込み料の算定を行い、平成30年度から32年度までの新たな介護保険料の請求をすることになります。また、まめな暮らしが育む高齢者元気プランの基本理念であります「生き生きともに支え合い、安心して暮らす村」の実現を目指し、介護保険給付費の抑制に寄与するためにも、介護にならないための介護予防事業であります地域支援事業は重要でありますので、これまで実施してきました多様な介護予防事業などの見直しを図り、元気に活動できる高齢者の支援や、要支援、要介護になっても在宅で生活できる支援など、この地域に合った、高齢者のニーズに合った、そして鮫川村に合ったよりよい地域支援事業の構築に努めてまいりたいと思います。ご理解をいただき、北條議員の8点のご質問のお答えにかえさせていただきます。



○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 村長から、8点について細部にわたってご答弁いただき、ありがとうございます。

この中で、これから第8期の高齢者保健福祉計画、それから介護保険事業計画が、ことし策定されるということで、大事な時期というか、年度であると思います。その中でちょっと、行政側もいろんなご苦勞をされて、この小さな村でもご努力されていると思うんですが、この中で、社会福祉協議会に業務委託する訪問・通所の中で、多分、国の改正の中で、介護単価が要支援1、2の方たちを要支援1の単価でサービスを提供するよという話になっているはずなんですね。そうした場合に、社会福祉協議会に村で行政委託する場合に、単価は要支援1でやっているのかどうか。今までどおり変わらない単価で、社会福祉協議会のほうに委託しているのが第1点なんですが、その辺がどうなっているか、ちょっとお聞きしたいんです。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、介護要支援1と2は、どちらの費用で賄っているかということですが、介護要支援1、2に関しましては、一般会計で持ち出している分と介護保険で利用させている分、両方でやっております。できるだけ一般会計から持ち出してやるような、介護保険に影響しないような対策で取り組んでいるところであります。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 介護サービスは、国も地方自治体、村もそうなんですが、介護利用者が多くなってきて、その介護保険料という部分での事業会計というのはかなり厳しくなって、負担が多くなっていると。そういう部分も含めて、国では、できるだけ介護保険と経費を軽減するという意味で、いろんな形を今度の改正でやっているわけです。そういう部分では、この末端の鮫川村もそうなんですが、かなり厳しい行政負担も当然ふえるだろうし、利用者も、逆に言うと、国のやつをそのままのみにすれば、要支援1、2の対応を受ける寸前の人たちがほとんど地域に返されるという厳しい中身なんですね。村は、今までどおり社協に委託して、そのサービスを継続するという努力、本当にありがたいと思っているわけですが、その分やっぱり村が、負担額が多くなっていることで、ちょっと厳しい状況ではあるんですが。なぜ、この高齢者保健福祉計画、それから介護保険事業計画、何回も質問するかということなんですが、まず、今利用している人も当然そうです。

ですが、2025年ですから、あと七、八年後ですか。当然、団塊の世代の人たちが、村でも

数多くなります。そうしたときに、この福祉とか介護、相当の数の人たちが利用されるようになるんであろうと、私は予想しているんです。この10年以内ですが、そういったときに、村でやはりこれに対応した医療も介護もきちっと整備しておかないと、もうなってからは遅いということで、ものすごく私自身も、村長もそうだと思うんですが、そういう段階に入ってこざるを得ないということなので、その辺の整備をきちんとしておきたいと私も思っているわけです。

今後、医療の部分も、この前、議員が埴厚生病院の外科部長に講演いただいて、研修させていただきましたが、外科手術をやると、3カ月で自宅に帰するやつ。それは国から指定されていて、3カ月以内に患者さんを自宅に帰すと。それは、病院側はそれを指定されているので、逆に利益があるよという話で、一生懸命外科手術をやって、3カ月以内に自宅に帰すということをやっているんだそうです。本音で外科部長にお話しさせていただきましたが、そうした中で、それは病院としての利益にはなるんだろう、そういう医療行為での努力はされるんだろうと思うんですが、その3カ月以内に帰す、患者さんが自宅に帰される。特に高齢者の方は、必ず介護と連携しているというか、ほとんど身体が弱くなって、自宅に帰されても次行くところがない、自宅にいても面倒見られないとかというのがあるわけですね。そうした中で、病院側にも本当はその後のケアとか、どうしているんですかと聞いたかったんですが、時間がなかったなので、質問はしませんでしたけれども。

そういう部分で、一番心配なのは、外科手術をやって3カ月入院していて、そして自宅に帰される、それで完璧に治療行為が終わって、治ってきて、元気になって、活動できればいいんですが、そうはならない。かなりの部分がそうはなっていないんですね。特に高齢者の場合は、介護施設に入所したり、介護認定になって利用するということになっているわけですね。そうした場合に、地域で受け入れることをやはりきちんとして整備しておかないとまずいんだと思うんです。

そこで、国の言っているボランティア活動とかという話なんですけど、やはり、こうなってくると、地域に要支援1、2であっても、予防として地域に該当者が放されても、やはり地域のボランティアで見られるのかという話があるんですよ。そういうの、帰されても、これは。そういう部分では、きちんと鮫川の場合は、予防の一つである筋力づくりとか、ふれあい教室とかと行政区単位で一生懸命やられていますけれども、地域に帰されちゃうと、それ、今はいいかもわからないけれども、これからどうするのという話。そういうことで、ボランティアの養成の部分でいくと、本当にボランティアが、これから村の中で、これ以上に

養成ができる見込みがあるのか、ちょっと村長にお伺いしたいんです。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、北條議員が心配しているのは、2025年対策、平成37年になります。1950年に生まれた皆さんが75歳、後期高齢者になる時代、日本中が大騒ぎだということでもあります。これは、私は、都会は大騒ぎであるけれども、地方はそれほど騒ぐ必要ではないんじゃないか、そして、今とても私、気に入っている大事なものは、退院後の支援ルール、これを病院の先生方、あるいは包括ケアマネジャーが行って、そして、それを受ける担い手になります福祉の事業所、何カ所かありますが、こういった事業所の皆さん、3者が一体となって退院後の支援をいかにするか、こういったことで、鮫川村は、こういった活躍できる人たちが今はまだいると思います。そして、25年ごろまでは大丈夫だという思いがあります。これは、今のひまわりの会の人たち、ビーンズヘルスの会の人たち、まだまだ10年後は元気で核にできると思います。こういった人たちを頼りに、もちろんボランティアばかりでは、皆さんもお疲れになると思います。こういった人たちも村でしっかりと支えながら、有償ボランティア、こういうのを利用しながら、退院後の支援はとても大事だと考えてはおります。この辺、気をつけて。

先日もありました。90歳の方が、ちょっと脳梗塞を患ったんですね。それで、1カ月ほど入院して、もう強制退院させられるんですね。そのとき家族が、それは高齢者同士の2人、どちらも老老介護の高齢者、90歳と80歳のおばあちゃんかな、こういった家族で見られないということで、村に相談がありました。村の住民福祉課、そしてケアマネジャー、そして、それを支える社会福祉協議会のほうでヘルパーさんたち、こういった人たちの3者の話し合いが行われて、家族が安心したようであります。こういったことが現実起こっております。こういった支援体制をしっかり築ける優しい村づくりは、私らの目指している村ではないかと思しますので、そんな際には、ぜひ有償ボランティアの制度をつくりながら対応してまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 福祉、介護、本当に大事でありますし、医療とのその連携も大事です。医療についても、村の国保診療所、村の努力によって今、医者が確保されていて、治療を受けることができます。それから、介護についても、社協でやっている事業、それから、民間ですが西山で施設もされているという部分で、いろんな部分でご努力されていることに本当に感謝したいと思います。

それから、先ほど村長が言われたとおり、村の高齢者福祉計画、それから介護保険事業計画のこれからの策定のために、多分、今月からですか、アンケート調査もやっていて、実態を調査したりしてやっているとあるので、これから計画を策定していくんですが、やはり先ほど言ったとおり、2025年問題の対象者を含めて、やはりしっかりとした高齢者福祉計画、それから介護保険事業計画をしっかりした計画と同時に、やはり介護を受ける高齢者も含めてきちんとした対策を、今からやれるものはやって、そのとき困らないように、ぜひやっていただきたいと思います。

1 問目の質問を、以上で終わらせていただきます。

次に、2 点目でございます。

2 点目、移住・定住に対応する住宅購入（新築、リフォーム）や企業店舗支援施策についてでございます。

地方分権のもとで、地域の活性化政策が、基礎自治体である本村の役割が求められております。この中で、産業雇用と関連づけた人口減少を食いとめる施策の一つであります住宅施策と企業店舗支援施策をお伺いいたします。

本村でも、村営住宅、定住促進住宅、高齢者向け有料賃貸住宅、ひだまり荘の居住棟などが管理運営されております。一定の効果が発揮されているものと思っております。また、空き家対策も、今後の効果発揮に期待もされているところでございます。近年、新築住宅を建設する若い世代の人たちが生まれ育ったこの地を離れ、他市町村に利便性の高い住宅を求め、建設した、それから、するといった事例が多くなっております。他市町村に家族を連れて流出する状況が、現実起こっております。逆に、村内に宅地を求めたい、それから新築や起業をしたい方もおられます。本村は、若い世代の子育て支援環境は優位性を持った施策を展開しております。

しかし、公有地、賃貸住宅のみならず、個々人の住宅施策や起業店舗支援施策についても、ターゲットを若者、子育て世代や起業希望者への店舗支援に定め、転換を一層図る必要があると思います。情報発信はもちろん、移住・定住、起業相談をワンストップで対応する定住専門部署を設けて、村全体の取り組みをすべきであると考えております。若い世代にも購入できる低価格の宅地造成やあっせん、住宅や店舗の購入、新築リフォームの補助金や助成金の多種多様な活用、支援制度の見直し、資金の融資や利子補給、公営住宅のみならず、民間事業者とも連携した住宅づくり、支援施策の整備を進める必要があると思います。移住・定住に対応する住宅購入、新築リフォームや、起業店舗支援施策についての村の考え方を伺

いたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條議員の2つ目の一般質問にお答えを申し上げます。

本村の住宅政策として分譲した宅地は、宿ノ入地内に、当初は工場用地として整備しましたひだまり荘の裏側の場所と、真坂地区の農道整備に伴う残土処分で作成しました上側の場所を住宅分譲として販売した事例の2つがあります。全部で13区画の分譲のうち、中野団地が9区画と宿ノ入地1区画を販売させていただきました。残りの土地については、村営住宅と医師住宅の敷地として利用されております。

昭和60年代から平成の初めにかけて田舎暮らしのブームがあり、企画調整課を窓口空き家等を紹介して、定住していただいております。現在の空き家を活用し、定住に結びつけるには、家主と移住希望者の相手相手の交渉を原則として、村が物件の紹介をするのみとしております。建物や土地の取引には専門的な知識や資格を必要としております。トラブルが発生した場合に対応し切れない部分も多数あるからであります。移住・定住希望者に対する住宅購入への費用助成として、新築やリフォームに対する補助制度の創設が考えられます。この場合、移住・定住者に限った助成制度とした場合、以前から居住している住民との均衡が図れないおそれもあるため、現在は実施をしております。国等における新築リフォームの補助制度もありますので、これらをうまく活用し、住宅を建築していただきたいと考えております。村としても、独自の補助制度の創設に向けて検討も必要な時期になるかと思っております。

次に、創業支援についての施策ですが、平成26年1月20日に施行されました産業競争力強化法では、地域の創業を促進させるため、市区町村による創業支援体制の整備が求められています。村と商工会や地域金融機関等の民間の創業支援業者と連携をして、ワンストップ相談窓口の設置や創業セミナーの開催を行うなどの創業の支援を実施する創業支援事業計画を国から認定を受ける必要があります。

また、本村では、白河市の産業サポート白河に加盟しておりますので、そこで実施される創業者向け講習会や金融相談を受けることができます。創業支援と金融相談が連携して行わなければなりませんので、商工会がワンストップ相談窓口になることが望ましいのではと考えています。北條議員の提案するワンストップで対応する専門部署については、新年度の機

構改革後に検討すべき課題であり、情報発信と相談窓口を行う機能については、担当部署の垣根を越えた総合窓口の機能であり、対応するスタッフの人材育成も含め、今後、村が進めるべき課題として受けとめておきます。

以上で、3番、北條議員の2つ目の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） この移住・定住に関する住宅は大切なことで、当然、村長もご存じだと思っんですが、ここ数軒、昔からここに住んでいたうちを手放して、他市町村に移転する、それは跡継ぎのお子さんたちと一緒にってしまうというのが、もうかなりの件数見られます。本当に残念です。鮫川に魅力がなくなったのかどうか、ちょっと聞いたことありませんけれども、本当に残念です。そういう部分でいくと、なぜそういうふうになるかという、例えば新築をする場合に、若い人たちはやはり利便性を考えちゃうんです。同じく新築するのなら、少しでも利便性の高いところに行くという方向に向っちゃっているんですね。

ところが、鮫川は、子育て支援の部分で行くとこどもセンターを中心に、この行政の力も含めて、他市町村から本当にうらやまれるぐらいの優越した行政施策を展開している。これもありながら、なぜ向こうに住んじゃうんだらうと。鮫川の子育て支援のこどもセンターに子供だけは預けたいという人もいるわけですよ。それは全く、ちょっと違うだろうと私は思うのですが、でも、人が一生生活する中で、親のところにそのまま入り込んで住むのも1つあるんで、若い人たちがやはり一生の中で、自分の子育てをしながら住居を構えるというのは夢だし、一生のやることなんですね。そうしたときに、例えば、住宅地を確保するものもそうなんですが、親の敷地内に子供が、ここで親を見ながら隣に別宅をつくって新築するといった場合でも、やはりこれは支援する方法を考えてやれば、やはり親を見ながら自分たちも新しい生活、別棟でできるという話になるんだと思います。ぜひ、やってほしい。

あと、最近では、ほかの市町村と比較するのは悔しいのですが、泉崎村、新築住宅を村が建てて、そこに20年生活してくれると、最後には50万だけで全部あげますよという話ありますね。それから、東村もそうです。やはり、15年なり20年そこに住むと、自分のものになるということなども含めて、全国的に、そういう定住させるための若い人たちを引きつけておくあめを、行政がつけてやっている話になっちゃうと思うんですけれども、でも、そういう時代じゃないと、何か若い人たちが新しい住宅を建てようとする、鮫川を出ちゃう。山、田畑、山林があっても、そんなの必要ないよというぐらいの話で行っちゃうんですね。

だから、もう少し人が住む住宅政策について、やはりきちんと村でも考えていただきたい。

それと、村で住宅やるときに、住宅を建築する商工業者もいますので、そういう人たちも含めて、やはり村は当然、相談受けて、商工会も通って相談受けて、そういう資金調達も含めて、それから土地の確保も含めて、やはり連携して、もう少し強力に進めていただきたいと思うのですが、その辺をもう一度、村長にご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 北條議員の村の将来を憂える気持ちは、そのとおりだと思います。いろいろ、鮫川村は不利な点があります。

今までですと、農家の皆さんの頑張りが村を支えていました。田んぼや畑を耕すことによって、農地があることによって、生活の少しでも役に立ったんですね。今は違いますね。田んぼや畑が邪魔になってきました。負担になってきました。こういった国の農業政策が、本当に地方を疲弊しています。国の農業政策は、本当に無策な基本の政策だと私は思っております。これには常に憤りを感じて、国会の先生方には小言は言っているんですけども、なかなかよい具体策はないようであります。これは、どうしても生産過剰、需要とのバランスが、よく先生方には指摘されます。余っているものを何ぼつくっても、だめなんだよ。本当に残念で申しわけない気持ちでいっぱいですが、こういった皆さんが、田んぼがあることによって地方に戻ってくれる、そういった時代を待っているの、恐らく容易でないと思うの。その前に、村なくなっちゃう。そういったことに、大変私も危惧しております。

ですから、いつも教室で話しているのが、鮫川小学校、中学校に入っただけで、頭よくなるんだよ。教育力、学力を、もうちょっとつけてくれるような環境づくりはできないかなとお願いしております。鮫川小学校、中学校の子供たちは1つの力だな、そんな目で皆さんが見てくれると、また違った入居者が、村に住んでくれる皆さんが、ふえてくるんじゃないかと思えます。そういったことに注意しながら、住宅政策も考えていきたいと思えます。

今回は大勢の議員さんが、そういった提案をなされました。こういった皆さんで協議しながら、どのように周りの人たちにふぐあいな差がないような、青年が夢を持って村に住んでくれるような施策を、ぜひ29年度中には皆さんと相談して、何人もの議員もそうです。この後の宗田議員、関根議員いずれも、そういった支援を要望しております。こういった要望の中ですから、大変厳しい村ではありますが、こういった支援も一つの村を救う方法であると思えます。こういったことで、ぜひ皆さんと一緒に、この問題には若い人たちの少しでもお役に立つような村の支援が構築できればと考えておりますので、余り答えにならない返答ではありますが、今後、29年度中には、こういった支援策を確立していこうという思いをお伝

えし、答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 率直な前向きなご答弁をいただきました。ありがとうございます。

まさに、うちの部落のことも言うほどじゃないのですが、新しい住宅を建てるとなると、意外と昔からの急斜地で、うちのほうなんか特にそうなんです、地形的に急斜地があつて、そこに新築住宅を建てられないんですね。そうすると、宅地探すのに、田畑が荒れていて土地がいっぱいあるのに、住宅が建てられない、場所探しに苦勞するという人もかなりいる。そういうことで、全体的な農地、山林も含めての住宅敷地としての活用もちょっと見直していかなきゃなんないのかなど、私思っているわけですね。

それから、やはり移住とか定住したときのワンストップの相談窓口をやはりきちんとつけて、それを宣伝する。それから、起業もそうです。起業については、私、今工事中みたいですが、携わさせていただきました。鮫川で育った女性の方が、外で覚えたやつを鮫川で起業して、外に発信したいという熱い思いだったので、私もお手伝いさせていただきましたんですが、そういう方が鮫川で何とか起業したいといったときに、やはりスムーズに相談、ここの場所で、例えば、企画でとか地域整備課でやるよというのがはっきりわかっている、それに対する補助金とか、助成金とか、そういう支援体制がすぐにできる、先ほど言っていたワンストップで対応できる、それから地元の業者さんを使いながらできるという、そういう部分との、ここの場所に、この企画に行けば、こういう話を相談すると、どんどん話を進めて支援してくれる、やはりわかりやすく情報を発信すると同時に、この移住・定住政策、やはりしっかりしていないと、鮫川からほかの他市町村に流出するというのがもう目に見えているような気がするので、29年度計画でもよろしいですので、村長のほうで頑張ってください、ぜひ実現、お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、3つ目です。

ネット上での情報発信の活用と方針でございます。

村でもホームページをやっておりますが、ホームページは、既にインターネット上での情報発信を積極的に取り組まれていると感じております。携わる職員の方々の努力がございしますが、立派にでき上がったサイトを器だけで飾っておくのではなくて、今後も継続的なコンテンツ、情報の内容でございますが、中身の充実に向けて質問したいと思います。

インターネットは、日進月歩の世界でもございます。現状に甘んじることなく、常によりよいものを目指していただきたいと思いますと考えております。フェイスブックなど、SNS（ソーシ



ヤル・ネットワーク・サービス)でございますが、これを活用して、村民の生の声をリアルタイムで村政に反映するネットによる政策決定の見える化と透明感の高い行政運営を進めるの2点になります。それらに関連し、8点についてお伺いをいたします。

皆さんのところ、7点と書いてありますよね。8点です。

1点目、ホームページのアクセス数の詳細、アクセス数の多いページ等について質問します。

それから、2点目、情報発信の役割を担っている内部組織の体制でございます。

3点目、ホームページ活用ぐあいの確認体制、情報発信の効果、測定等についてでございます。

4点目、職員の職務中のネット活用度合いとスキル(技能や技術)でございます。それから、リテラシー、応用力向上の支援体制でございます。

5つ目、フェイスブック、ツイッター、LINEの活用方針についてでございます。

6つ目、情報を受ける側である村民のネット活用についてでございます。

7つ目、ネットに興味があるものの、いまだ踏み込めずにいる方へのサポートについてでございます。

8つ目、村民の情報発信への協力支援体制についてでございます。

以上、ネット上での情報発信についての活用についてお伺いをいたします。

○議長(星 一彌君) 村長に答弁を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長(大樂勝弘君) 3番、北條議員の3つ目の8つの質問に対してお答えを申し上げます。

最初のホームページのアクセス数の詳細についてお答えを申し上げます。

ここでは、平成28年1月1日から12月31日までの1年間における村のホームページへのアクセス数について、お答えを申し上げます。この期間における本村ホームページの全体のアクセス数は、44万8,627回です。ページごとのアクセス数で一番アクセス数の多いページは、鹿角平観光牧場施設案内のページで1万5,489回、次いで、村民の保養施設「さぎり荘」へのページが7,792回、以降、鹿角平のコテージ、江竜田の滝、湯の田温泉旅館「つるや」、高原の鮫川うまいもの祭りなど、観光関連への情報アクセスランキングの上位を示しています。このことから、本村のホームページをごらんになっている方は村外の方が中心で、本村に観光目的で訪れることに興味を示している方が多いものと推測されます。

次に、情報発信の役割を担っている内部組織の体制についてであります。

ホームページは、鮫川村ホームページ掲載情報と作成管理基準に準拠し、適正化に努めております。この基準は、ホームページを構成する上で重要なセキュリティーや、ページレイアウト、トップページ、地図情報等の管理を情報所管課で行い、企画課は、担当する業務のページ情報を作成し、所属長の決裁を仰いで、ホームページ所管課に依頼することで、公開することができ、適正化に努めているところであります。

次に、フェイスブックでの情報発信体制であります。こちらは、鮫川村公式フェイスブックのページ運用方針により、投稿担当職員を設けて、担当者が必要に応じて随時、情報発信をしています。投稿担当職員は、広報や観光担当の職員で構成されております。

次のホームページ活用ぐあいの確認体制についてであります。1でお示しをしたとおり、ページごとのアクセス数を分析しますと、今後の情報発信力の強化につながるものと考えておりますが、それが各課等に十分周知できていないのも実情であります。情報化の推進による村づくりを進める上で、ホームページ関連のコンテンツは高い潜在性を秘めています。防災や観光分野における登録制メールの有効活用や、ふるさと納税の普及促進を図るためのプログラムの導入も今後予定していますので、十分活用できるよう検討していかなくてはならないと考えております。

職員の職務中のネット活用度合いとスキル、リテラシー向上の支援体制については、今般取り組んでおります。マイナンバー情報連携に伴う国の情報セキュリティー強靱化事業によって、インターネット閲覧できるパソコンは制限されるようになります。また、国が求める個人情報等の法基準をクリアするために、生体認証などの機器を導入することによってマイナンバー制度にも対応し、これまで以上に堅固で円滑な職務遂行を図れるよう、体制の整備を進めていきたいと考えております。さらに、新たにシステム等を導入した際には操作説明会を実施するなどして、職員のスキルアップやリテラシーの向上を図りつつ、セキュリティーに関する意識向上を図るための研修なども考えています。

続いて、5番目のフェイスブック、ツイッター、LINE等の活用方針についてであります。今後、本村が若者、女性、子供に一層受け入れられるような村にするためには、ソーシャルメディア・サービスの積極的な活用も含め、広い視点で活性化策を考えていかなくてはなりません。その中でも、昨今はインターネット等のネットワークを介し、人と人とのつながりを促進する、そして、支援するコミュニティ型のサービス、SNSの普及が著しく、本村においてもフェイスブックが導入されていることは、ご承知のとおりであります。でき

るだけ新鮮な情報をお届けできるよう、旬なイベント等の告示は早期更新を心がけているところでもあります。そのほかに、ジェイアラートと連携し、災害関連情報が自動で速やかに掲載され、防災につながるようにも設定されています。また、閲覧者からの問い合わせに対して誤って不適切な回答をしましたときに、不特定多数の閲覧者からのコメントが集中し、收拾がつかない状態、いわゆる炎上を避けるために、フェイスブック上から質問者に対する返答は原則、村ではしないこととしております。

次に、ツイッターやLINEの活用方針についてであります。

ツイッターは、東日本大震災において情報収集、情報伝達手段として活用され、サービスとしての価値が再認識されるようになりました。また、LINEは、店舗、メディア、地方公共団体向けのビジネスアカウント「LINE@」というサービスも提供しています。これは、メールマガジンに近い、一方向的な情報発信が主体ですが、自治体間での情報共有等にも活用することができ、ほかのソーシャル・ネットワーク・サービスと差別化されています。導入するためには、まず情報発信体制の充実を図らなければなりません。情報発信体制を充実できれば、活用することも可能だと思います。今後、検討を重ねていきたいと思っております。

次に、6番目の情報を受ける側である村民のネット活用についてであります。

村内全域の光ファイバーケーブルの整備やICT端末スマートフォンやタブレットの普及によって、村民の皆さんが身近にインターネットを利用する機会がふえました。いつでも情報を得られることは、便利な反面、無作為に有害サイトに誘導され、アクセスすることで、個人情報流出してしまうなどのトラブルに巻き込まれる危険も潜んでいます。ルールとマナーを学習し、安全に活用していただきたいと思っております。

7番目のネットに興味はあるものの、いまだ踏み込めずにいる方へのサポートについてであります。

例えば、パソコン教室などを開催し、インターネットの利用方法を学んでいただいたり、インターネットの利用について気軽に相談できる窓口を設けたりすることも考えられますので、今後の検討課題としてまいりたいと思っております。

8番目に村民の情報発信への協力支援体制についてです。

現在、個人でソーシャル・ネット・サービスサイトに登録し、利用されている村民の方も多いのではないのでしょうか。そのような方が、インターネットを活用した情報発信を行うに当たって、村の協力や支援が必要な場合に気軽に相談していただけるような仕組みについて、今後検討してまいりたいと思っております。ICTの有効活用は環境を変える力を持っています。

若者の情報発信能力と村の高齢者等のすばらしい知恵、知識、わざをうまく融合し、発信することができれば、新たな産業の創出や地域活性化の起爆剤となることも十分考えられます。村の活性化につながるようなICTの活用を考えていきたいと思います。

以上で、3番、北條議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 村でもネット、ホームページ活用されて、今、大変なアクセスをされておりまして。これだけの方が村のホームページをごらんになって、行政も含めて全て閲覧されているということです。ほかの市町村からすると、逆に、まだ少ないと私は思っているものです。

なぜ、私、ここで言うかということ、今、村でもいろんな行政の広報とかを毎月1回事業経過みたいにして、実績みたいにして報告されていますけれども、ほとんど高齢者の方はすぐペーパーを見るんですが、若い人たち、民間の企業人であっても働く人たちは、やはりネットなんですね。そういうもので、昼休みの時間に見ているんですね。それから、最近会議やっても、若い人たちがなかなか出てこられない。出てこないから、物事わかっていないんじゃないかと思うんですが、そうじゃなくて、もうネットとか、フェイスブックとか、ツイッターを見て常にやりとりしているもんですから、情報、意外と早いんですね。知らないようだけれども、本当につぶさに詳しく知っている。そういう部分でいくと、無関心なようだけれども、若い人たち、働いていても、きちんとそういうものを使って見ている。だから、そこにもう少し支援すれば、鮫川に住んでいる人は、鮫川の情報もすぐ入るよという話になってくるのだと私は思っているんです。

これから、職員もそうなんですが、パソコンもそうなんですが、この支援体制、先ほど村長が教室、村民に対するサポートは教室を開いたり、窓口を開いて普及するようなのを考えてみたいという話もありましたし、情報発信については、例えば行政で、商工会、農業団体とうまいもの祭り、すばらしいものをやりますけれども、その情報発信は、意外とペーパーだったり、各団体に訪問して宣伝をやっているし、毎年もう何回も開かれているものだから、わかっている人もおりますけれども、細かくいうと、フェイスブックとか、ツイッターとか、そういうSNSを使った個々人が、鮫川村のうまいもの祭り、職員が宣伝することも可能なんですね。

私も聞くんですが、私もいろいろやっていますけれども、1回投稿しますと、すぐ反応してよこす人は、いいねとか、シェアしてくれるんですが、それが四、五十件なんですけれ

ども、実際、私が1回投稿することによって、2,000とか3,000の方がその情報を、公開ですので、全部見るんですね。その人たちは、この人に反応しなくても、やはり閲覧するということです。鮫川のことを宣伝すると、その人たちは知る機会があるんですね。そういう部分では、ものすごい幅の広い方、拾える方、特に職員が、こういうことを使っている人がいて、鮫川のことを宣伝したいということになれば、ものすごい数の人たちが閲覧するし、かなりの宣伝効果がある。そういう部分での取り扱いは大切ですし、私は絶対必要だと思うんです。若い人たちにも、ぜひ、こういうものを活用しながら、村の行政の中に少しでも興味が出てくるようにしていただきたいと思うんです。

ほかの市町村とまた比較するのは余りあれなんですけど、高齢者だからネット使えないだろうというんですが、どれも簡単に使えるもの、あるんですね。高齢者もボタン1つで、しゃべれば文字に変換するとかあるので、やっている自治体もあるんですが、それをやれとは言いませんけれども、そういう時代になって、こういう情報社会になってきたので、こういうことも含めて、行政側も、いろんな角度でマイナンバーも含めて導入して、職員の仕事、住民の管理をかなり進めてきました。やはりこれ、行政だけが情報管理進めればいいという話じゃなくて、村民一人一人に対しても、情報の扱い方、情報の知らせ方、やはり、こういう知る機会というか、研修する機会をやっぱり設けてほしいですね。個々人はみんな一人で、若い人たちは特に覚えるのが早いので、すぐできると思うんですが、ぜひ村民向けに、もっとネット、村のホームページも含めて、商工会でも農協でも、ホームページを持ったり、フェイスブックで投稿したりやっています。早いです、本当に。

だから、村の広報さめがわを見ているのは、もう時の過ぎたニュースになっちゃうんですね。行事をやる、事業をやる事前からネットを使うと、もう周知ができるし。そういうことで、ぜひもう少し前向きに、この活用をやっていただきたいと思うんですが、その辺で、教室とか、特に村民向けですね、ぜひ進めておいて、もう一度、村長のほうからご答弁いただきたいんですが。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今、光が網羅されている村であります。ようやくインターネットの過疎ではなくなりました。皆さんが、全国公平に参加できるわけですから、ぜひ企画のほうと相談しながら、こういった教室も参加させていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 質問、8項目出していますが、一つ一つやると時間がなくなるので、

こういう部分も含めて、やはり村を宣伝する、先ほどから言っている住宅のこともそうですし、やはりきちんと一つ一つ、村がきちんとした行政をやった場合に、こういう情報発信、そして若者向けに対する情報発信を、いわゆる若い人たちが見る機会がある、情報を受ける機会があるのにもかかわらず、それを活用していないというのがちょっと見受けられるので、ぜひこういう部分も含めて、職員の皆さんも自分の個人的にもものを使うだけじゃなくて、村の発信を、幹部職員は特に、村のうまいもの祭りの宣伝、そういうものも含めた事業内容を、自分のフェイスブックなりツイッターで村のやつを情報発信して、宣伝してほしいのです。悪いことはいいです。黙っていて、お知らせしなくてもいいんですが。ぜひ、そういう部分で、私たちもそうだと思うんです。議員もそうだし、職員もそうだし、村民の方も、鮫川のいいところを、やはりほかに情報発信したいというのがあると思うんです。それをうまく活用して、みんなで村を盛り上げていく。そういう力をぜひ、このネット、こういう時代になってきましたので、ぜひお願いして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

---

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 平成29年第1回鮫川村議会定例会において、人口急減の施策、あわせて空き家施策について、村長にお伺いします。

まず1点目、人口急減の施策についてお伺いいたします。

「つながりで支え輝く村づくり」をスローガンに鮫川村第4次振興計画が昨年スタートしたのですが、支え合う人口が年々減少し、特に昨年、一昨年の人口減少が激しく大変危惧されます。村として現状をどのように捉えているのか、日本全体が人口減少局面に入っており一定の減少は避けられないと考えますが、急激な減少は住民サービス面を影を落とし防犯、防災面においても大変心配されます。どのような対策を、施策をもって今後対処していくのか、お伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の1つ目の質問、人口の急減の施策についての質問に

お答えを申し上げます。

まず、人口減少の問題は日本の未来を左右する非常に大きな問題であります。国を初め全国の市町村が人口減少対策に取り組んでいるところであります。福島県が発表している推計人口により、震災前の平成22年4月1日現在と震災から5年が経過した28年4月1日現在の市町村ごとの人口を算出してみますと、震災原発事故による特殊要因が大きな浜通りの13の市町村を除き、46の市町村のうち人口がふえたのは大玉村と西郷村の2村です。大玉村が3.4%、287名の増、西郷が2.7%531人の増となっています。それ以外の44の市町村はいずれも減少しています。減少率が10%を超えるのが11町村あります。減少率が11.7%の本村も含まれています。減少率が5%から10%の範囲にあるのは22の市町村です。減少率が5%未満は11市町村です。比較的、減少率が高いのは北塩原村の17%、三島町の16.7%の減、金山町の12.7%、西会津町の12.4%、石川町の12.4%、古殿町の12.4%など、会津地方の町村と阿武隈山系の町村に集中しております。

本村の最近の人口動態を見ますと、平成25年の人口減少数は78人、平成26年は58人、平成27年は92人と二桁台の減少数でしたが、平成28年には130人と大幅にふえました。平成28年の出生数が18に対しまして死亡数、亡くなった方が72名です。自然動態による人口減は54人です。また、転入者が61に対し転出者が137人と社会動態による人口減も76人マイナスとなっています。また、平成22年から28年までの期間における行政区ごとの人口の推移を見ますと、人口減少率が大きい順に20.4%の青生野区、次が18.1%の富田区、3番目が13.3%の渡瀬区、4番目が13.1%の東野・石井草区、5番目が6.8%の赤坂西野区、6番目が6.5%減の西山区、7番目が一番少ないのが中野の6.2%の減でありました。

いずれも人口減少しておりますが、その中でも特徴的なのが青生野区の14歳以下の人口が6年の間に51.1%の減と半分以下になっているのに対し、西山区の14歳以下の人口がプラス15人、22.4%の増となっていること。また、赤坂西野区の14歳以下も1人減のマイナス1%とほぼ人口を維持していることが目につきます。これらの結果から、働くところが近くにあり生活するのにより便利なところには人は集まる、逆に言えば働くところが少なく生活に不便なところほど人口は減っているということが見てとれます。

IターンやUターンなどのふるさと暮らしを支援するNPOふるさと回帰支援センターが、昨年1年間に同センターの来場者に対して行ったアンケートによりますと、調査を開始して以来、初めて移住先選択の条件として就労の場があることが自然環境がよいことを上回り、地方都市を希望する人の割合が5割になったそうです。

これまで田舎暮らしだけでは地方暮らしという新しい動きが出てきているそうです。このように条件不利地域に住む人が、より条件のよい地域に出て行く傾向は全国的な流れであります。そうであればなおのこと対策がこれまで以上に必要なことは十分承知しております。人が定住するためには働く場所があること、住むところがあることが最低限必要な条件だと思います。住居の確保のために村はこれまでの分譲地の造成や販売、村営住宅や定住促進住宅の整備を行ってまいりました。4区画を整備して平成22年度に販売した宿ノ入分譲地はその後の震災の影響もありなかなか売れなかったために、敷地を利用して医師住宅や村営住宅を建設させていただきました。昨年残っていた1区画が売れたため現在村が販売できる土地はありません。村内に住宅を建てるための土地が必要な方に安価で優良な分譲地を整備することが早急に必要になっております。

平成29年度の予算の中に分譲地整備費を設け測量設計業務予算を計上いたしました。できるだけ早く分譲を提供できるように考えたいと思います。また、急ぎ代用する宅地もごさいます。相談いただければお世話できるのではないかと思います。中野団地の上です。真坂から来る道路の森林管理署の向かいです。あの辺も宅地には適当ではないかと思っております。あと、今、話した促進の敷地の測量設計は見渡であります。こういったことで、できるだけ早く整備をしてまいりたいと思います。

また、定住促進住宅については来年度から再来年度にかけて、来年度は西山地区に、そして、反田地区には再来年度に建築等計画をしております。また、住宅を建てる人に対する村独自の補助制度につきましても他町村に比べ条件が不利な本村への定住を促すために、その必要性はますます高まるものと思いますので、具体的に検討に入りたいと考えております。

人口維持の対策のほかにも大切なことは多々あると思います。まずは、分譲地整備や定住地促進住宅など住宅関連の施策に力を入れてまいりたいと思います。

以上で、10番、宗田議員の最初の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） かなりの数で人口は減っています。ただ、人口、人が減るだけで全体的な数はわかります。問題は子供の数が28年4月から1月までにかかなり少ない、データでは12人と私はここに持っていますけれども、また、就業、生産年齢人口、これもかなりの率で減っています。将来村を支える若者、22年から27年で年間平均65人、調べたところによりますと、324人の減少。平成27年から29年2月末までに127人、これもかなり深刻です。

村の人口ビジョン・総合戦略の中で村内の就業機会を拡大し、転入・転出人口を均衡させ



人口増加に向けて村が目指す方向性をつくるとあります。この就業機会の拡大、これをどのように村長お考えでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、就業拡大は、今、村が取り組んでおりますことは、みずからが働く場所をつくる、雇用の場を創出するという思いであります。なかなか企業誘致等お話ししましても来る企業が、かつて以前十五、六年前ほどになりますが、そういったことでいろいろな方面に企業誘致をお願いしましたところ、鮫川に入ってくる企業はうるさい企業、汚い企業、そういった企業ばかりでありました。これでは逆はないほうがいい、音のうるさい、においがひどい、こういった企業で村の宝物、自然環境は壊されてしまう。そういった思いで、こうじゃなくて、じゃ村内でしっかり今の人口守っていこうという思いで企業誘致よりはみずからがという考えでおりまして、それが果たしてどうだったのか、大変なこう今危惧しているところであります。

まず、村でやっております直売所、あるいは堆肥センター、あるいはさぎり荘、こういったところをもうちょっと上手に加工、あるいは雇用の場の創出できないかなと思っております。そのほかには近隣町村道路を整備し、皆さんに安心して通勤できるそういった道路を整備し、利便性を図りながら、水、あるいは空気のきれいな鮫川村から10分、20分で通えるそんな事業所の通勤等も手段として選んでいただければと考えております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 今、村企業、特に建設、縫製、これは就業の数が一番村では多いんですね。そういうときの、そういうとこの支援、まず、建設関係なんかもそうですけれども、ならば村の企業に商工会指導で企業努力、勉強をしていただいて、村の建設会社でできるようなそういう努力、村のそういう企業に支援をしていただきたい。縫製ももちろんです。そういう村企業に支援する。あとは、村でやっておる手・まめ・館、私も何度も言っていますけれども湯の田温泉、これらも相当就業が可能なんですよ、やり方によっては。

これは、私も何回も質問しておりますけれども、経営のノウハウなんですよ。こういう経営ノウハウやれば、ここは環境がいいし、利便性もまあまあ冬を除いてはいいのかな、そういう思いでおります。そういう人づくり、これをやることによってまだまだ可能なのかと思いますが再度人づくりについて、村長にお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、私は毎回毎回同じことを答えているんですけども、鮫川村の

人たちは決して悪い人柄ではないと思います。見かけより心底お客様にありがとうございますという言葉を使えるような人たちが、私は手・まめ・館には働いていただいていると思っております。その辺が勘違いしている人もいます。

農家の人は純朴であります。それと、大げさにジェスチャーで表現ができないのが悔しい思いであります。それには気をつけて常々販売員には指導しているところでもあります。皆さんで心から皆さんでありがとうございますと言おうということでもあります。たまたま実は最近、小言をくった事案もありました。白河の一般公募したんですけれども、なかなかなかったものですから、そちらのハローワークの紹介で働いていただいた他町村の職員であります。お客さんとけんかしたそうです。お客さんとけんかするなど言語道断であります。何があってもお客様は神様です。けんかするような態度はとる自体がおかしい、これはしっかり指導させていただきまして新しい雇用契約はない、3月いっぱいでおやめしていただく、こういった指導をしております。

いろいろ宗田議員も気にかかったことは、ぜひ現場でご指導していただき、接客態度、こういうのは皆さんで自分の村の店ですから、ご指導いただいて、こういった体制を構築しながら、手・まめ・館の運営の接客態度、あるいは運営にご指導、ご協力をいただければと考えております。

大事です。皆さんが注意してご指導いただければ、私は、皆さんそういった村内の皆さんでありますから大丈夫です、直ります。ご協力をお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 個々に誰がいい、悪いじゃないんですね。経営ノウハウというのは企業全体の問題で、指導者の問題です。だから、そういう指導者含めてそこに携わる人にもいいものを見せる、そういう研修なんかも1つあったらいいのかなと思います。また、いいものを見せるということで、先ほど北條議員の質問に対して、教育に対しての答弁がありました。教育力を上げるという答弁がありましたけれども、今、子供たち、親たちに教育力を上げる施策として、これはいいものを見せる面で教育力のある学校の視察研修、そういうものも一つの勉強の一つになるかなと思いますが、村長、その点についてお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、村の奥貫教育長は数学、算数の権威者であります。こういったことで、今、全国的に有名な算数の学者を連れてきて、子供たち、あるいは先生の教育に昨年当たられました。あと、子供たちに英語力、英語というのは世界の共通語だという認識の

もとに、3年ほど今続いておりますブリティッシュヒルズでの神田の外語大学での天栄村での教育実習です。こういったことで子供たちに自信を持たせ、そして英語に触れ合いをさせて学力の向上につながればいいのかなという思いであります。

そういったことで、またこれから先もまず大事なのは教育者、先生方がしっかり責任を持って子供たちを預かってくれる、そして、楽しく学習できる環境をつくっていただく。こういったことが特に低学年、小学校に求められると思いますので、そこら辺も教育長とあわせて学校にお願いしながら、子供たちが楽しく勉強できる、特に、私がいつも思っているのは、小学4年生、5年生、6年生、とても大事な年齢です。こういった子供たちが楽しく勉強できるような環境づくりをぜひお手伝いしたいな、鮫川村つくろうという思いで頑張っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 教育というのは、本当大事であります。スポーツもスーパースターからはかなりの夢は持てると思います。勉強は個々に与えられた夢、努力することによって夢の幅がうんと広がります。その夢の幅を広げるためにも、教育力向上に教育長を初め、村の力をかりていただきたいと思っております。

こういう人口対策、対策ではもう遅いのかなと。これから施策、未来志向の施策。将来的にさまざまな観点から可能性を探る、そういう施策が大事だと思います。今の平田村では前にも京條議員が薬草の村づくりを始めましたね。棚倉町は、ほたるの里、観光地づくり、そういう未来志向の施策を進めております。村でもやっぱり未来志向の施策、そういう施策を、そういう組織をつくって今後いち早く検討すべきだと思いますが、その点について伺います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、村の将来を憂い、新しい目標づくりというおただしですが、私は、今、第4次の振興計画の中でうたっております「つながりで支え輝く村づくり」、これも人として生きるのは、人と人とのつながり、優しさ、思いやりがとても大事だということを、私、きのう、おとといかな、テレビを見ていたら、ノーベル賞受賞の科学者が20世紀は戦争の時代、科学力の時代であったが、21世紀は人と人とのつながりの思いやりの時代だという、そういった時代にしようという訴えがありました。

こういったことが、私は裏には必要ではないか、こういったことがしっかり皆さんで守っていければ、この第4次振興計画、人と人とのつながりで支え輝く村づくり、これはとても

大事なんだなという思いで、あの作成のときには思っておりました。そして、第3次の振興計画では「まめで達者な村づくり」、これは高齢者の皆さんの元気を引き出す村の支援策で、高齢者の知恵をかりながら村づくりをしようという政策でありました。

こういった政策を、もうちょっとこれに磨きをかければまだまだ先が明るいのではないかと思います。もちろん、新しい目標も必要であります。こういったところ、ぜひ見直しながら4次振興計画は進んでいくわけですから、ぜひ新しい目標をご提案いただき、その目標に向かってまた取り組むことも必要であろうと思います。差し当たり今は「支え輝く村づくり」で皆さんの協力をいただきながら取り組んでまいりたいと思いますので、お願いを申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） ぜひとも支え輝く村づくりのために、人がこの村を出て行かないように、そういう施策をいち早く役場内でも結構ですし公募でも結構ですから、そういう組織をつくって、人口減少対策というのは、これは深刻です。ましてや鮫川の場合は恐らく2022年、5年後、このままでいくと3,000人割るんじゃないかと大分気にしています。ぜひとも、そういう組織をつくって検討、検討ではない、もう対策を練ってください。

よろしく願いしまして2点目に移ります。

空き家対策施策について、お願いします。

高齢化と後継者の流出により空き家が年々増加傾向にあり、村では地域おこし協力隊とともに空き家の現況調査を行ったと思いますが、調査結果を受けどのような施策を考えているのかお伺いいたします。

また、空き家条例制定の考えは、お伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の2つ目の空き家対策についての質問にお答えを申し上げます。

昨年度、空き家の実態調査を行いました。調査の内容は平成22年度に福島県県南地方振興局が実施した空き家調査の資料をもとに、総務課税務係が行う固定資産税にかかわる調査と一緒に空き家の可能性のある132軒の家屋について、外観目視による空き家の実態調査を行いました。この調査結果を受け、空き家の可能性のある家屋132軒について、所有者の住所

が特定できました111に対しましてアンケート調査を行い、73人の方から回答がありました。ですから、回収率は65.8%です。

調査結果の主なものを申し上げますと、調査対象家屋の状態については、「空き家である」が40.3%で最も多く、次いで「物置として利用している」が、これは件数で言ったほうがいいですかね。

「空き家である」が31件で最も多く、次いで「物置として利用している」が20件です。「時々利用している」が19件でした。

空き家になっている期間は、「10年以上」が37件で最も多く、「3年から10年未満」が26件でした。

対象空き家の維持管理での困り事については、「現住所から空き家までの距離が遠い」が最も多く23件で、「困っていない」が16件、「空き家に附帯する田畑山林等の管理が大変」が16件でした。

対象空き家の今後の活用については、「解体したい」が23件で最も多く、次いで「今後も自分または家族が管理する」が17件、「予定なし」が14件となっています。

今後の活用について困っていることや心配していることは、「今後利用予定はないのでどうしてよいかわからない」が22件で最も多く、次いで「解体したいが解体費用の支出が困難で解体できない」が21件、「リフォームしないと利用できる状態ではない」が19件となっています。

対象空き家の提供等についてどのように考えているかは「賃貸」「売却」「寄附」を合わせまして41件を占める一方、「提供できない」が17件となっています。

空き家情報バンクへの登録は「登録したくない」が22件、「今後登録したい」が16件でした。

空き家の管理、活用に関する要望については「空き家の解体除去に対する補助が欲しい」が18件で一番多く、「空き家の修繕や改修に対する補助が欲しい」が7件ありました。

空き家を移住者等の住宅として利用することができれば一番いいと思います。そのためにも、空き家情報バンク制度の利用を促進する必要があると思いますが、アンケートでも明らかのように、空き家情報バンクに登録したくない人が多いのも事実です。

また、ふるさと回帰支援センターの調査による移住希望地域ランキングで以前は福島県がトップを争うほどの人気がありましたが、一昨年は16位、昨年は19位と近年順位を落としております。本村においても移住に関する問い合わせが減っております。このようなニーズの

変化を考慮しながら移住希望者に対し空き家の情報提供や所有者とのマッチングを行っていく必要があると思います。

また、空き家の解体、撤去等や改修費の助成を希望する意見も多くありました。これらについては、今後総合的に検討してまいりたいと思います。村は、これまでも空き家を有効活用するために移住希望者などに対し空き家を紹介し、移住に結びつけた実績が多数ありますが、最近では借り手が望むような物件が少なく、また、貸す側も空き家の中に位牌や仏壇、家財道具が残ったままなのですぐには貸せないなど、貸してと借り手、売り手と買い手の問題のマッチングが難しくなっています。

また、村では移住者が村の歴史や風土、慣習を理解し、地元住民と仲よくできる人なのかを判断しながら空き家を紹介するようにしています。誰でも構わず安易に受け入れたことにより後日地元住民とトラブルが生じない慎重な対応をしていきたいと思っております。

また、空き家対策条例についてですが、平成28年10月1日時点で県内59の市町村のうち空き家の適正管理に関する条例を施行済みの市町村は8市町村です。このうち空家等対策の推進に関する特別措置法が施行される以前に条例化している町村が5町村あります。特別措置法が施行される以前に条例をつくっていた町村は、条例と特別措置法の整合性を図るのが難しいという話も聞いています。特別措置法があるので、相手、市町村独自の条例はつくらないところが多いのが実情です。本村でも村独自の空き家対策条例について検討してきましたが、当面は条例化せず、特別措置法をもとに空き家対策を進めているところであります。

特別措置法に規定されている空き家等対策計画については、昨年10月1日時点で、県内では5つの自治体が策定しております。村でも29年度において空き家等対策計画を策定する予定であります。空き家等対策計画には次のことを規定することになります。1つ目に、空き家等対策の対象地区及び対象とする空き家の種類、その他空き家に関する、対策に関する基本的な方針であります。2番目に計画の期間、3番目に空き家等の調査に関する事項、4番目に所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項、5番目に空き家等、除却した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項、6番目に特定空き家等への対処に関する事項、7番目に住民などからの空き家に関する相談への対応に関する事項、8番目に空き家等に関する対策の実施体制に関する事項、9番目にその他、空き家等に関する対策の実施に必要事項などです。

これまで、村の空き家対策については主に企画調整課が移住希望者等への空き家を紹介することを中心に行ってきましたが、空き家等対策計画が策定されれば、村が取り組むべき空

き家対策についての全庁的な方針及びそれを事項する組織体制が確立されますので、今まで以上に空き家対策を進めることができると考えております。

以上で、10番、宗田議員の2つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 本当に高齢化、この後継者不足によって空き家が年々増加しております。まして老朽化、朽築化すると大変危険を伴うものであります。こういうものに対して、やっぱり村で条例をつくって処理する。あとは今の窓口は企画課でやっておりますが、これは知っている人は知っていると思いますけれども、一般住民はどこが窓口だかわかんないと思います。あわせて、そういう周知徹底、窓口の周知徹底を住民に知らせるべきではないでしょうか。恐らく、ほとんどの方がわかんないんじゃないかと思っております。それもお願いして、2点目の質問をお願いして終わります。

ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） ここで、13時30分まで休憩をいたします。

（午前11時58分）

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

---

◇ 京 條 英 征 君

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

6番、京條英征君。

〔6番 京條英征君 登壇〕

○6番（京條英征君） 6番、京條です。

本定例会において鍬木田配水池工事遅延問題についての1点を質問させていただきます。

1月17日の全員協議会において、明確な答弁をいただけなかった部分についてお聞きいたします。

本件の工事入札では、1回目の7月6日は不落になったので、翌7日に請負業者が落札しております。入札の公告では、入札回数は1回とし、落札者がいないときは開札を終了するとしております。村長も郵便入札だから1回で終わりですと答弁されています。一般的な解釈からすると、この入札はこれで終わりだと理解するのですが、同じ業者に次の日に落札して

おります。この2回目の入札を実施されたのは地方自治法施行令と村財務規則のどの条文を適用されたのか、再度説明願います。

結果的に工事遅延により、多くの影響を受けております今回の鍬木田配水池の事業は、入札のあり方から問題があったのではないかと考え、事実を明らかにし再発防止につなげることを目的とするものです。したがって、質問は関連する多方面にわたりますが、ご理解の上ご答弁お願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 6番、京條議員の質問にお答えをしますが、まず、この遅延問題、これは私の管理不行き届きから発生した一因だと考えております。係員ともどもおわびを申し上げたいと思います。今はその改善に向けて一生懸命交渉中であります。

まず、全員協議会での説明が足りなかったようですので、改めて質問に対してご答弁を申し上げます。

まず、2回目の入札は地方自治法施行令と村の財務規則などのどの条文を適用されたかにつきましては、鮫川村財務規則第119条の2の規定を利用しております。この条文は、「契約権者は、第118条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札に付するものとする。」という規定であります。この村財務規則の規定は上位法であり地方自治法施行令第167条の8第4項の規定に準拠して規定されているものと理解しております。

これらの運用については会計検査院で各局の参事官を歴任されました、その後大学教授などをされておりました高橋秀夫先生の著書であります「地方公共団体の契約実務」、その中に記述がありますので援用をさせていただきます。

まず、「入札が全部済み開札をしたところ、全ての入札が予定価格の制限に達しないときにはどうということになりますか」という問いに対し「開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限に達したものがいないときには、直ちに入札をやり直し再度の入札をすることができます。これを再度入札といいます。地方自治法施行令第167条の8の第3項に規定するところであります。この場合、入札そのものは終了していないため、予定価格も入札者も第1回のときと同様です。」とされています。入札そのものは終了していないということが詳言からもわかるとおり、入札という言葉は開札という言葉が使われているわけであります。



私が答弁を申し上げました「郵便の入札だから1回で終わりです」の意味は郵便による入札であったため、当日の開札は1回で終わりですという意味合いであります。このことと同様のことが入札公告の中にも記載されております。「入札回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときには、その旨を告げ開札を終了するもの」と記載であります。落札者がいないときは、その日の開札は終了しますが入札は終了していないので継続しますという意味も含んでいるわけであります。

また、高橋秀夫氏は郵便による再度入札についても同じ本の中で記述しております。「郵便による入札を認めたところ、その方法で入札したものがあつたが、最初の入札では落札者がなかったため再度の入札を行おうとする場合、郵便による入札者を除き、入札者を持参したもので再度入札を行っても差し支えないでしょうか」という問いに対し「再度の入札は開札後、直ちに入札させるものですが、これは再び公告または通知の手続をとらないで入札をさせることができるという意味であります。しかし、この場合、必ずしもその場において即時に行う必要はなく、したがって郵便による入札を認め、その入札方法による入札者があつた場合に、再度入札を行うときには初度の入札を郵便によって行ったものが入札できるような期間の余裕をつくる必要があるでしょう」とされています。この考え方は、この筆者の持論ではなく、福島県を含むほかの自治体においても、この考え方で運用されているようであり、地方公共団体における契約においては一般的なものであると捉えておりますので入札のあり方の問題があつたとは考えておりません。

今回の、次の日の再度入札が、これに準じて実施させていただいたということであり、初度の入札を郵便によって行ったものでの再度の入札であります。入札参加事業所が3カ所で、3事業でありました。次の日も同じ、この3者の参加の中で再度の入札を実施させていただいたという事案であります。

以上を申し上げ、6番、京條議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 丁寧に説明いただきました。地方自治施行令167条の8では、「直ちに再度の入札をすることができる」としています。そして、村の財務規則119条の2では、先ほど村長が申し上げました「直ちに再度の入札に付するものとする」となっています。郵便入札だから1回で終わりですと議会でも答弁されています。終わっているにもかかわらず次の日にですね、入札に参加した業者に落札した根拠となる条文を示していただきたいと質問しています。財務規則では、直ちに再度の入札に付するものとしているということは、そ

の場で入札を行うのが「直ちに」に当たるのではないのでしょうか。今の答弁ですとですね、「必ずしもその場において即時に行う必要はなく」という解説のように思いますが、それは郵便入札と持参入札、入札書を持参して入札に参加する、両方の入札を認めた場合を言っているのだと思います。最初の入札を郵便入札によって行ったものが入札できるよう期間の余裕を見込むべきですと、その高橋先生もそれはおっしゃっております。

本件の場合ですと、1回は公告しているのですから再度公告による入札しかないのだと思います。その場合、閲覧の期間もありますでしょうし、どんなに短くても5日間は必要なのだと思います。問題としてですね、指摘しているのは、本件の公告は、繰り返しますけれども回数は1回とし、落札者がいないときは開札を終了するものと記載されていてですね、この規定の意味を村長も長い間の経験からよく理解されていらっしゃるために、郵便入札だから1回で終わりですと答弁されたのだと思います。

村長の答弁どおりなのです。どのように解釈しても、どのように解説がしてあってもですね、それはまた、差してきてきていることと違った高橋先生の答えだと思います。ですから、入札は1回しかできないので、なのに再度公告をせずに翌日に入札したのだと私は思います。ただ、この件は余り深く追求するつもりはありません。二度とこういうことが起こらないように、いわゆる再発防止ですよね、それを観点にして自分なりに調べたことをどう受けとめていただくか、なお質問させていただきたいと思います。

再質問に入ります。

村長に就任されてからですね、今回のように一般競争入札や条件つき競争入札において、1回で落札しなかったというような例はあったのでしょうか、それをお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 過去にもこういった事例が二度あったと思います。あと、今ほどの再度入札と再度公告の入札の違いを少し説明させていただきたいと思います。

まず、全ての入札が予定価格の制限に達しない場合はどうなるか、今回の例です。

入札が全部済み開札をしたところ、全ての入札が予定価格の制限に達していないときにはどうということになりますかという質問に対しまして、開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限に達していないときには直ちに入札をやり直し、再度の入札をすることができます。これを再度入札といいます。

地方自治法施行令167条の8の第3項の規定によります。この場合、入札そのものは終了していないため予定価格も入札者も同じ第1回るときと同じようです。もっともこの場合

は、再度入札をやらずに、再び公告からやり直して再度の入札を行っても構いませんということもうたっています。

わかりますか。再度入札の場合には、再度入札をやらずに再び公告から、要するに公告ということは、まず、村では5,000万以上ですから15日以上あきます。こういったその再度公告入札をやってもいいということもうたっています。この場合、再度入札をやらずに再び公告からやり直して再度の競争を行っても構いません。これを、再度公告入札とって、前の再度入札と区別していますから間違えないようにしていただきたいと思います。

再度公告入札は、第1回の入札とは全く別個のもので、改めて競争入札の手続を更新し公告をし直して行います。入札の内容を厳しく変更することは適当ではありませんが、公告、予定価格は第1回のそれとは同一でなくとも差し支えないと解されています。公告を行う期間は若干短縮してもよいとなっています。国の場合を例にとれば、一般の入札では入札期日の前日から起算し、少なくとも10日前に公告はしなければならないのですが、急を要する場合には、再度公告入札の場合には、その期間を5日まで短縮してもよいとされているのが再度公告入札であります。といったことをご理解いただければと思います。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 次の質問に入ろうと思ったんですけども、再度公告ということがおわかりですかということで、再度公告による入札というのと、今回の1回で終わりです、入札は1回で終わりですというふうになっています。鮫川村の財務規則では「直ちに付するもの」としています。それで、公告では「1回で終わりです」としています。ですから、再度公告による入札しかできないですよというような、それが解釈が正しいのじゃないかということ。それで、今、答弁いただいた資料は高橋先生の持っています。これは、先ほど申し上げましたけれども、郵便入札によるものと、それから入札を持参したものとがある場合には、やっぱり期間の余裕を見るべきだから、再度入札167条でいっている「直ちに再度入札する」というのと、「するものとする」という。鮫川の財務規則の場合では「直ちに再度入札に付するものとする」となっているのに、公告では「1回で終わりです」となっています。ですから、やはりこれは解釈はそれはちょっと違うのではないのかと、あくまでも再度公告による入札が、これが正しいのではないかと思います。

ここで先ほども申し上げました、余り追求するつもりはないので、次に質問かえさせていただきます。

1回、2回あったと答弁いただきました。私が申し上げたいのは、問題の核心は村の財務

規則と公告の入札条件に整合性がないようなので、この1回で落札できないといった入札が今後受ける可能性があるので適切に執行できる入札制度にしたらどうでしょうかというふう  
に持っていきたいと思っていました。

ここで急で申しわけないんですけども、行政の実務経験に一番長い副村長にお聞きして  
もよろしいでしょうか。

そんなに難しい質問ではないです。

[「担当者がいい……課長……」と言う人あり]

○6番(京條英征君) 実務経験が長いからと思って副村長がふさわしいかなと思って。どな  
たでも結構です、では。

ほかの県内市町村の条件つき一般競争入札制度がどんな仕組みで実施され運用されてい  
るのかを調査されたことがあるのでしょうか、ということを知ったんです。そして、もし  
調査されたのであれば、いつごろで、それを参考に村の財務規則だとか仕組みだの見直しを  
して検討されたのでしょうか、と。見直したのであれば、見直した上に今の財務規則や公告  
があるのですかと、ここをお聞きしたかったのです。担当課長でも結構です。

○議長(星 一彌君) 地域整備課長。

○地域整備課長(渡邊 敬君) ただいまの質問でありますけれども、過去によその市町村の  
財務規則や一般競争入札のあり方について、調査をしたかということでしょうか。

私、去年の4月からこの部署でそういった入札携わっておりますけれども、私になっ  
てからはですね、多少インターネットを使いまして、その状況は調べてはおります。ただ、そ  
れが調べてはおりますけれども、今回のこの入札に関してそれらよその状況を踏まえたもの  
にしたかと言われれば、そういうふうにはなっていないというふうに言って間違いのないと思  
います。それは、このやり方で間違いはないというふうに思っているからであります。

○議長(星 一彌君) 6番、京條君。

○6番(京條英征君) 今の答弁ですと整合性はないとは認めないということだと思いますね。  
整合性はない、ないのに、ないと答弁いただいたと私は理解しました。

そこで調査して、検討し直されたことはないということですけども、私が調査した県内  
の市町村の事例を少し紹介したいと思います。

先ほどの、県内で数少ない人口増加をしているというところで名前が出てきましたけれど  
も、県北にある大玉村です。24日に大玉村の役場に行って運用をどうしているのか、それは  
鮫川村でもこれは参考になるなと思ったからなんですけれども、ネットからとった資料だけ

で調べていても直接聞いたほうがいいのかと思ひまして、大玉村役場の財務の長い経験のある方に連絡させていただいて24日に約90分間、質問攻めにしてみました。

本村同様に、公告で入札回数を1回として、条件つき一般競争入札を実施している大玉村はですね、入札制度について直接伺ってきたのですけれども、村の財務規則と整合性がある大玉村条件つき一般競争入札心得という村独自のですね、規程をつくって入札の透明性を確保しております。1回で落札できなかったような場合は、では、次にどのような手続で再入札に移行するのか、具体的に規定していました。大玉村のその入札心得の開札の条項では、入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、再度公告をし、改めて入札を行うものと明確にしています。それは、どのぐらい期間が必要でしょうかという、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、閲覧の期間もあるし、大体10日は私どもは見えていますと、こういうことでした。さらに、再度公告による入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、随意契約への移行は行わないで、入札参加した以外の業者による指名競争入札に移行すると明記され運用していると言っていました。

安易に随意契約に移行、行わないのは、平成17年8月29日発の国交省からの発の不落随意契約の原則禁止と、その厳正化についての通知によるもののようです。例え1回で落札しなかった場合でも、全く慌てることもなく、慌てる必要はないですよと、大玉村の係の方はおっしゃっていました。

今後も入札回数を1回として、公告のですね、1回として条件つき一般競争入札を続けるのであれば、せっかく鮫川村に工事等指名競争入札心得がありましたよね、あるのですから、大玉村のように条件つき一般競争入札心等の規則が、規定がないようなので規定をつくるべきだと思います。

埴町の条件付き一般競争入札要綱、あるいは白河市の制限つき一般競争入札実施要綱等は大きい参考になると思います。いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今まで村でやっておりました入札の形ですが、その日に郵便による入札で落札者がなかった場合には、次の日の再度入札ということで行わせていただきました。これを京條議員のお話では、再度公告入札にしたら、再度公告入札にするとある程度その一定の期間考えさせる余裕があるのではないかというお計らいかと思ひます。その辺、村の条例の改正にもなります。この辺はよく検討しながら答えさせていただきたいと思ひます。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 前向きな答弁ありがとうございます。再質問です。

公共工事の入札は国が全国の自治体に向けて発信しているところの公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第3条に規定されているように、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されることが最も優先されるべきだというのは申すまでもないと思います。

せっかくですから、もう少し大玉村の事例を紹介させていただきますが、大玉村では、読むのも理解するのも大変な大玉村工事請負契約約款というのを整備し、これですけれども、何と小さい、これだけの小さい文字です、A4のコピー21ページに及びます。その中の総則第3条にはですね、仮設工事のですね、仮設施行方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるとしています。

こういうのがあったらですね、今回の鉾木田の工事遅延問題みたいなのはなかったのではないのかと思います。起らなかったのではないのかと思います。

その他の条文ではですね、この約款の条文では監督人に関するもの、現場代理人に関するもの、公告に関するもの、工期の変更等について細かく定めており、工事遅延のような問題はまず起こらないだろうなと感じました。大玉村の担当者ですね、施行令や財務規則、請負契約約款、全てを遵守することで、後々指摘されるような問題は今まで起こらなかったと言っていました。粛々と遵守して執行していたということだと思います。

また提案になってしまいますけれども、公告や財務規則規程を見直すのであれば、入札方法の検討もこれもかかわってきます。隣の埴町では郵便入札方式ではなくて、持参提出方式です。そして、県内市町村のほとんどと比べていいぐらいの自治体ではですね、埴町同様、持参提出方式をとっています。再発防止のために、また、国や県の補助事業の備えのためにも近隣市町村の実態調査をされ、本村にふさわしい制度を検討する必要があり、それを定めたら受注者も発注者も厳しく決まりを守る。こうすることによってですね、不測の事態は防げるのではないかと、私は思います。いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、こういった入札のあり方については、今回の工事の遅延工事が招いた結果であります。これは、やはり技術者、あるいは担当者としてもこういったルールをしっかりと再認識し、この工事に当たらなければならないかという、そういった思いは今

粛々と考えておるところであります。

また、先日いただいた議員の皆様方の要望書の中にも、そんなうたいが、うたっていることがありました。こういったことで、さらなる、だから今までどうだったというのではなくて、今までの私は入札は決して不正はなかったとっております。なお一層、不正ができない、あるいは請負業者がしっかりと工事が滞りなくできる、そういった体制を、先ほどお話しされました大玉村、そういったことの事案を例にとりながら整備をさせていただきますことを、今回の遅延工事の責任をとりお約束をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 前向きな答弁いただいて、再質問やめようかなと思ったぐらいです。

参考ですけれども、もう一つ申し上げます。

金額により、またこれも大玉村ですけれども、金額によりですが、条件つきの中にですね、金額によりそれ以下の入札工事の公告には村内の業者に限るという条件をつけているそうです。そうでないときには、本宮のほうとか多くに広いところに広げるんですが、村内の業者を育てたいので金額により村内の業者に限るという条件をつけて入札の公告をしているともおっしゃっていました。これなんかも参考になるのではないかと思います。

質問変えますね。

鍬木田配水池の件では議会が全員で賛成しています。しかし、全員協議会において議員が議案として提出された内容がわかるように説明していないのではないかと指摘しています。地方自治法施行令の予算に関する説明書の中の第144条第4号ではね、その他予算の内容を明らかにするために必要な書類を提出しなければならないと明確に記しています。この規定はわかるように書類をそろえて説明せよと、こういうふうに言っているのだそうです。

またまた大玉村ですけれども、ちなみに工期がおくれて損害をもし受けるような場合はどうしますかと、仮の話として聞いてみました。そしたら、そういう場合はそういうことが想定できる場合は、早い段階で全員協議会を開き議会に説明すると言っていました。当然に、このような今回のようなことが起こった以上ですね、私たちは今よりもっともっと勉強しなければなりません。ですが、この144条にあるようにですね、執行部側も議案の提出にはその規定を守り、わかるように私たちに説明していただきたいと思います。これ、お約束していただけないでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 当然、仕様書の皆さんにお持ちした中での今回のお話でありました。

この点については、私のほうの説明不足もあったのかと認識しております。今後とも、こういった事案、恐らくこういったことはもうないと思います。気をつけて、もし万が一のことがあった場合には、しっかりと説明をしながら審判を仰ぎたいと思います。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 最後は、質問というよりもお願いです。

先ほども申しあげました公共工事の入札は適正化法に明記されているように、透明性、それから競争性の確保が求められています。それはいうまでもなく、国民、村民の血税を使うからです。銚木田配水池の件について多くをただす意味は、まさにそこにあります。村民から選ばれてなった議員である以上はですね、それが議員としての義務であり責任であると信じてやまないからです。村民の声、叫びであると認識していただきたいと心から願うものがあります。

きょうの質問には多くの前向きな答弁をいただいたと、私は理解しております。二度とほかの自治体を参考にしても公告と財務規程に整合性がない等々の指摘を受けないよう、福島県の実施要領やほかの自治体の事例を参考に鮫川村独自の条件つき一般競争入札実施要綱や入札心得など、急ぎ整備していただきたいと重ねてお願いして質問を終わります。

---

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（星 一彌君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般の平成29年3月議会第1回3月定例議会におきまして、環境保全と雇用創出、また、2問目は、人口減少に伴う定住策についての2つの質問をさせていただきます。ご答弁よろしく申し上げます。

まず、第1点目であります。

環境公社の設立と循環型農山村形成についての質問でございます。

鮫川村総合戦略の主要施策の一つとして、環境公社の設立による農村循環維持プロジェクトの計画をうたって実施計画をうたっております。

現在、本村は中山間直接支払金制度の活用、また、集落間の強い支え合いや共助の精神により、村民による集落間の環境が保たれております。また、公道筋は、シルバーセンターによる草刈りや不法投棄物が回収され、村民の環境意識も高まり他町村に誇れる美しい村が保全されております。



しかしながら、今後の住民の自助力、共助力にも限度があります。地域からの要望があっても、なかなか事業着手できない村道や林道筋の支障木の伐採、また、日陰林伐採後の環境保全への対応、さらには森林資源を活用したエネルギー化と村民の雇用創出など、将来的な循環型農山村形成の視野に立った鮫川独自の環境公社の設立準備が急務ではないかと提案をいたします。

設立に向けての理念や今後の計画など、村長の所信をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の1つ目の、環境公社の設立と将来的な循環型の農山村形成についての質問にお答えを申し上げます。

まず、現在、県管理の道路及び村道については、村が発注し除草作業と道路等の不法投棄物の回収を行っています。館山公園や公共施設周辺の環境整備は、国や県の補助金等を活用して実施しております。今年度は、鮫川村シルバー人材センターが受託をしております。

私が、村長に就任して以来、他町村に誇れる美しい村づくりのため、道路に投棄されている空き缶やごみを拾うことから始めさせていただきました。小さな行動から住民の意識も高まり、小中学生などによる奉仕作業もふえています。道路沿いの不法投棄物は、一時少なくなったかのように見られましたが、依然としてごみが投棄されております。

そこで、村内の不法投棄物を回収する事業を創設して、美しい村づくりを実施してきました。回収しても依然としてなくなるごみの問題は、地域を愛する心の教育と美しい自然を守る住民と協働し継続した活動が必要かと思われまます。

また、鮫川村を訪れる方々に感心をいただくのは、手入れの行き届いた水田や畑、そして、整然と管理されている農地ではないかと思えます。村が自慢なのは、整然と整理されている道路、そして館山景観です。

年に二、三回行われる道路の除草作業、館山公園や公共施設周辺の環境整備は、鮫川村に足を運んでいただける方々を歓迎する意味でも重要な役割を果たしておりますし、必要な施策であると考えています。

さらに、第4期対策として実施している中山間直接支払制度の交付金制度は、集落の協働活動により、農地の適正な管理と集落環境の保全に十分な機能を発揮しており、住民の自助、共助を強く発揮していると思われまます。

関根議員からの提案ありました鮫川独自の環境公社の設立ですが、村の人口ビジョン総合戦略による13のプロジェクトの一つとして、環境公社設立による農村環境維持プロジェクトを主要施策として計画をしております。中山間農業の支援と農村環境の維持管理を実施する組織として、鮫川村の環境公社の設立をうたっております。

高齢化している農業者の担い手となり、農地の管理をするとともに、観光事業と結びつけた活動を行うものであります。生活支援ニーズを束ねた雇用の創出は、本村が抱える過疎化、少子高齢化、農業の後継者不足などの課題の解決につながる手法として有効と考えられます。

しかし、公社を設立、運営していくには、活動に見合った対価と組織を継続していくための財政措置が必要不可欠であります。現在、福島県地域創生総合支援事業により、これは県のサポート事業であります。舘山景観創出活動実証事業として、舘山公園の管理、公共施設周辺の環境整備を行っております。

この事業は、平成29年までの継続事業として認められておりますが、平成30年以降は、新たな事業で採択されるよう検討を進めているところであります。28年度のサポート事業では、舘山景観創出事業のため、担い手の確保、育成に向け対策協議会を設立し、組織化の必要性や担い手の確保に向けた対策を協議検討していくとしております。この組織が、やがて公社化に向けた第一歩になればという思いでもあります。

事業の継続には、担い手と財源の確保が最大の問題でありますので、住民の意見も取り入れながら検討を進めていきたいと考えております。

以上で、8番、関根政雄議員の最初の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 中山間直接支払金制度も、何期目にもわたっておると思いますが、この制度は、まさしく今答弁にもありましたとおり、村の環境保全、里山保全のために大きな力を発揮しておりますが、年々、この協定間の制度に参加をしない集落が出ているという話も聞いております。

また、村長は、中山間直接支払金制度の首長として全国の中での会議に出席をされていとお聞きしておりますが、今後の国の見方とか、それから首長としての要望等、それとまた、今、冒頭に言いました集落化の中で、どうしても維持できないという集落間、どのぐらいあって、動向はどうなのか。参加する集落間の組織がどんどんと弱り始めているのではないかと考えておりますが、その辺のところの現状をお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、中山間地等の直接支払制度、これは平成12年より始まりまして、5年刻みでありますから、今、第4期対策で村では集落の協働作業に実施しているところがあります。

総額で、当初は、平成12年当時は1億2,000万ほどの事業費がありましたが、今は約1億です。ただ、農地・水・環境整備事業、これがありますから、これが2,000万ほどあります。ですから、当初と同じぐらいの1億2,000万近い事業で環境整備に取り組んでいるところがあります。これが、だんだんに高齢化して、これから先5年間継続できない、恐らく、あと2年後に、この第5期対策に入るわけですが、国の考え方としては時限立法ではあったんですが、今、恒久的な事業になりました。ですから、しばらくは法の改正がない限り続きます。でありますし、また、全国の町村の7割方がこういった中山間地の地域でありますから、この制度はとても大事な直接支払制度であります。これは、堅持していくのは当然でありますし、これはなくならない法律であると思います。

こういったことで、この事業に取り組まないわけではない。この事業をなくしては鮫川村はなくなると思います。こういったことで、ただ、事務とかが難しいんですね。いろいろ高齢者になりますと事務とかが容易でなくなってきて離脱する、あるいは協働作業に参加できなくなる。こういった思いが、今、ちょっと感じられるようになりましたが、この辺はしっかりと農林課、係の者で支え、あるいは、地域で落伍者がいた場合には、それこそまだ元気なシルバーの力をかりたりとか、そういう思うで支援策は考えております。

ただ、シルバーの皆さんも、なかなか入り手がないそうです。70人いた皆さんが、今50人ほどになってしまったと。ただ、今、若い人が遊んでいるわけではないですよ。恐らく就労でいいですよ、70近くまで。そういったことで、なかなか入り手がないそうですが、その辺も皆さんと一緒に解決しながら、村ではシルバーの力が相当大きいと思います。そして、最初の取り組みは、今のシルバーさんの生き方は違いますよね、最初はシルバーに入っで、できるだけ意欲的な生活をしてもらいたいということで、村で仕事をつくりました。ですが、今、逆に仕事豊富にあるんですよ。村に仕事をお世話にならなくても、みずから年間4,000万ぐらいの事業は稼ぎ出すんですね。こういったことも背景にはあるそうです。

ですが、こういったシルバーの存在も村では大きいと思います。こういったシルバーの、一生懸命、意欲的に働くことができる環境も皆さんで支えてやらなくてはならない一つの事業かと思っております。

ですから、意欲的にシルバーに入ってくれるには、どんな環境がいいのか。これらもあわ

せて考えながら、この環境公社の設立等も恐らくこれにつながっていくのではないかと思います。このシルバーの力が薄れた場合には、環境公社の私は出番になると思っております。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） ご答弁のとおり、商工会がシルバーセンターを受託しながら、人の手配、それから財政、お金の管理をさせていただいておりますけれども、年々、売り上げはほぼ伸びております、おかげさまで。ただ、シルバーセンターの会員数が横ばいから高齢化しているということで、今、答弁にもありましたとおり、担い手というか、次の若い、若いといえますかシルバーですから、60歳以上の方々の入会量は、まさしく少ないようであります。

村のシルバーセンターは、大変、皆様仕事ぶりを見てわかるとおり、非常に仕事がきれいだ。そして、また、早いということで、本当に定評があるところではありますが、私が今回、環境公社という村の長期的な中で、シルバーセンターは、あくまでも60歳以上の方々に組織をしておりますけれども、環境公社そのものに雇用創出を生むべきだと思います。

というのは、本業があって、そしてボランティアやそのほかの作業で、例えば館山の管理とか、それから支障木というわけには、ちょっといかないと思います。なぜかという、公社ですので、あくまでも法人組織、そして、きちんとした講習会、資格取得をして、一番大事なのが、その中で若い人を雇用するべきだと思うんです。若い人を雇用できるというのはどういうことかという、きちんと給与体系や福利厚生、きちんと子供たちを、もう大学にでも上げられるような、年収を得られるような雇用創出を生まない限りは、私は後に続かないと思います。

ですから、シルバーセンターにできないところを環境公社ということばかりでなくて、今から準備をして、何年後にはこのような組織にしたいという人材養成、それと、あと新規雇用。

役場職員とか、例えば公務員並みの給与とは言いませんけれども、ほぼ匹敵するぐらいの給与が払えるような断固とした強い組織をつくって、そして雇用創出を生むと。そういったことがうちの村にはこれから必要なのではないかと思います、村長いかがでしょう。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 環境公社の最初のビジョン、第4次振興計画の中でうたっている最終的な姿が、今、関根議員がお話しされたそのとおりであります。

ですが、それは、私、目指しているのは10年後であります。少し早いのかなという思いで

はありますが、そういった準備期間を置きながら、意欲的な青年を育てるということも必要かなと、今、つくづく感じているところであります。

ただ、今ほど申し上げましたように、この環境公社の設立は、36年を目指しているということで捉えさせていただいて、今ほど申し上げましたように、今、関根議員が話されましたように、この公社で働く人には、せいぜい子供の教育も、大学まで上げるような、そのぐらいの給料体制をとるべきだと、そのとおりであると思います。こういったことを、できるだけ早い機会に立ち上げればということでお答えをさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 前向きなご答弁であります。

先ほど、同僚議員からも何点も出ておりますが、人口減少、この後2番目の質問をさせていただきますが、本村の各集落を見ても、間違いなく集落を残すような半分以下になってしまうのではないかとこの心配があります。人口がどんどんと減っていく中で、65歳以上の方が50%、集落の人口の中で半分以上いると限界集落と位置づけられるということだそうであります。

そういった場合に、その中に若者がいたり、また、その集落でも我々はもう10年、20年後には、もう高齢者に完全になりますので、そういった人たちが集落を愛しながら住んでいた、そしてまた孫や子供にも残していきたいというときには、やはり集落間の景観、これは本当に大事なことであって、荒れ放題であれば、間違いなく若者が集落を後にするということがあります。

ただ、この中で、やっぱり自助努力というか、集落間でできることはすると。しかしながら、その中でできない部分については、この公社が一手に担って、先ほど、村長が、財政措置が必要であるということですので、ぜひともこれは財政措置をして、村の施策として、もう36年に立ち上げるということであれば、早目の準備が必要でありますので、そういった環境公社の設立、また専門家、それから知識を持った方々の、また他町村の先進地も参考にし、一日も早い立ち上げを望むところであります。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次の質問であります、若者の村外流出の対応策と定住策についての質問でございます。

本村の若者を含む人口定住策として、公営住宅の建設が地区ごとに計画されて、また、建設促進されていることは評価をしているところであります。

しかしながら、村営住宅の入居者の所得額などの条件によって、家賃の変更や入居状況を

満たさないことを理由として、他市町村に転出し、さらにそこで新築する若者が後を絶たないのが現状であります。

さらに、今後もそのような転出者がふえるものと予想されます。これらの現象は、村の将来的な過疎化をさらに助長して、人口減少を加速化させ、大変危機的な現象であります。これらの状況を鑑み、若者を含む定住人口を確保する施策として、次の5つの点についてご提案をしながらお伺いをいたします。

1つ目は、公営住宅の入居条件や家賃などの条例の改定を協議するべきではないか。そのようなことができるのかどうかであります。

2番目として、公営住宅の入居者との懇談会を定期的で開催して、その入居者の要望、それから入居の意向、それから一番大事な自治意識をどのようにするかという意見交換会やアンケートを実施して、実態を把握するべきではないかということが2番目であります。

3番目として、村内に新築したいが宅地がなくて、他市町に転出し、新築をせざるを得ないとする村民の流出を防ぐ策として、小規模分散型条件つき宅地の造成の計画を提案いたします。

次、4番目であります。

村内へ新築計画する若者への新築助成金制度、さらに移住者や空き家改修の費用負担助成など定住人口の確保のための施策として、条例化を検討してはいかがか。

最後であります、3番、4番合わせた定住策について学識経験者や関係者、さらに住民参加による懇談会を開催するなど、高齢化社会と人口減少に対する村づくりを真剣に模索し、新しい村づくりを策定すべきだと思いますが、以上、5つの提案を申し上げながら村長のご所見、お伺いさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 関根政雄議員、2つ目の若者の村外流出対策と定住策についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1番目の入居条件や家賃などの条例改正についてであります。

本村で管理している住宅は、3種類あります。公営住宅法に基づいての管理されている村営住宅が61戸、定住促進と村民の生活安定を目的とした村独自の住宅、定住促進住宅が25戸、移住定住を促進し、人口の増加による地域の活性化を図ることを目的として、移住定住促進

住宅4戸です。合わせまして90戸があります。

まず、村営住宅は、公営住宅法に基づいて管理運営されている住宅で、住宅に困窮する定額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている住宅であります。家賃につきましても、公営住宅法第16条第1項及び公営住宅法施行令第2条の規定により決定されております。

毎年度、入居者から収入申告により家賃算定の基礎となる収入基準額を計算します。収入基準額とは、入居者の過去1年間における所得税法第22条から71条までの例に準じて算出した額、いわゆる所得税法の所得額から同居している親族1人当たり38万円の扶養控除を差し引いた額を12で除した額を言います。この収入基準額に応じて設定されている家賃算定基礎額と公営住宅法施行令第2条第1項の各号に規定されている市町村の立地係数、そして規模係数、建設時からの経年係数などから算定され、家賃が決定となります。

設置自治体が、独自に入居条件や家賃等を設定できる住宅ではないんですね。公営住宅法は、しかと国の税金を建設当時に投入させてもらっているということでもあります。

2番目の入居者との懇談会やアンケートを実施すべきとの提案にお答えを申し上げます。

毎年の家賃の見直しの際、収入を超過し、割り増しの家賃決定を受ける入居者に対しましては、今後の見通しや要望などをお聞きしたり、所得要件等の制限のない定住促進住宅への住みかえ等を勧めるなどの懇談を行っています。

入居者の中には、村外転出の意向がある方もおりますが、引き続き、村内に住みたいと希望する入居者もおられますことから、今後の住宅政策や定住人口の確保のためにも実態把握は必要であると考えています。

今後、各住宅入居者の意向等を把握した上で、適切な村営住宅の管理運営、定住促進住宅の整備とあわせまして、分譲宅地の整備等、需要に合った住宅政策を取り組んでまいりますとともに、過疎化の抑制に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

3番目の小規模分散型条件宅地の造成であります。これから審議をいただきます平成29年度予算案の中で、分譲地に関する予算を提案させていただいておりますので、ご説明を申し上げます。

分譲宅地の必要性につきましては、認識をしております。日当たりの面や水道の状況、農地であれば転用許可や中山間地域等直接支払交付金制度の中での制約など、いろいろと考慮をいたしまして、適地を検討してきたところであります。

そのような中で、やはり新たに用地を買収して分譲するのではなく、村所有の土地を分譲する形が土地の有効活用につながるものと考え、旧泰斗工業の跡地をその候補地としたところであります。今議会に提案させていただきましたので、よろしくご審議し、ご賛同いただきたいと思っております。

当該土地には、現在、旧工場の建屋などが建っておりますので、その解体工事の設計に要する費用として500万円、分譲地としての調査や造成に係る測量の経費として300万円を計上しております。

南から西側に向かって山があり、日当たりの面で少し心配なところがありますが、何とかクリアできるのではないかと思います。できれば、長い間には、この山も買い求めて宅地に分譲できればなども考えております。

ご存じのとおり、すぐ近くに村営住宅見渡団地があります。これは、村の管理の定住促進住宅の中では最も人気のある団地であります。これとほぼ同じ立地条件でありますので、分譲地としても好評を得ることができるのではないかと期待しているところでもあります。

議員提案の小規模分散型条件つき宅地というのは、若干違うのかとは思いますが、当面、この分譲地を造成し、そして、着実に販売していくことを第一として考えていきたいと思っております。

その後、あるいは同時並行で小規模分散型条件つき宅地の造成も検討させていただきたいと考えております。

また、小規模の条件つき一般宅地にふさわしい土地等が心当たりがありましたらば、ご一報いただければ、村も早速検討させていただきたいと考えております。

4番目の新築助成金制度、空き家改修の費用負担などの条例化についてであります。若者が村内の定住を誘導促進するための支援策として、議案が提案されるような制度も必要かもしれません。住宅を取得するために何らかの助成があれば、村内に家を建てることの動機づけ、あるいは後押しになって定住促進に効果があるかもしれません。早期に議員の皆さんと相談しなくてはならない課題ではないかと認識をしているところであります。

ただ、移住者が住宅を新築する、あるいは空き家を改築するに際し、その経費を村が負担することの場合、いろいろと公平性の観点からも検討を要する必要があるのではないかと。いろいろありますので、その辺、皆さんで検討してまいりたいと思っております。

若者が鮫川村に住みたい、住み続けたいと思ってもらえるような、魅力ある鮫川村の創出とあわせて、皆さんのご意見をお聞きいただきながら、よい制度を考えていかなければなら



ないと思います。

最後に、5番目の定住策について、懇談会を定期的を開催し、高齢化社会と人口減少に対応すべしとのご提案であります。

この高齢化社会と人口減少問題は、住宅問題のみに起因するものでなく、村全体として危機意識を持って取り組むべき課題と認識をしております。他の多くの自治体においても同様の課題を抱えているのではないかと思います。本村においても、これまでのようなさまざまな角度から、子育て支援や若者が住みやすい村、住みたくなる村づくりに取り組んできたところであります。これらの施策とあわせて行ってきた村営住宅の整備などで、転出の抑制など一定の効果はあらわれているものと思っておりますが、定住にはつながっていないのが現状であろうかと思います。

今後も、住みたくなる村づくり、住み続けたくなる村づくりの継続に積極的に取り組んでまいりたいと思います。もっと大きな視点で、全庁横断的に高齢化社会と人口減少問題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただき、以上で、8番、関根政雄議員の若者の村外流出対策についての答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 村営住宅と、また定住促進住宅の家賃の算定基準ということで、村営住宅の場合には、年収が上がれば上がるほど家賃が膨らんでいくということですが、家賃が高くなるのであれば、うちを新築したほうが良いと判断する若者もおるようであります。法令で決まっている以上、それを変えるわけには多分いかないと思いますが、うちを新築してもいいという、そういった判断と入居者のニーズ、これはやっぱりこういうアンケートとか懇談会とかで、やっぱりいち早くキャッチをしながら、村の分譲地の問題とか、それから、それを早く情報を流して、若い人たちは、やはりモデル住宅をどうしても見に行きます。そこで、自分のうちをイメージして持ち帰り、検討して、ローンをどうやって組めるかということ非常に情報を得て、スピードが速く新築をして、冗談の話ですけれども親がわからないうちに隣町に建てちゃったという、そういう実態も実はあります。

そこで、分譲型といいますか、分散型というのは、先ほど村長の答弁の中に、同僚議員の中に、西山、また見渡、富田 反田という話も出てきましたので、若い人は、やはり自分が通勤する方向性、そこに宅地が欲しい。また、自分の自宅の近くに欲しいという長男、また、どちらかといえば次男、三男もおりますので、そういった村内に分散をしていけば選んでいただける可能性が非常に高いんだということで提案をさせていただきました。

それと、あと、少子化対策で東村が昔やりました一定の期間住めば、その宅地を無償でお上げしますという、あれは複式学級解消のための施策でした。あれは、9戸掛ける三九、二十七戸を見事に住んでいただいたんですけれども、随分前にも調査したんですけれども、職員が言うにはその中で1つ失敗したことがあると。それは、全てハウスメーカーが村外の、そういう方々が建築しているということで、せつかく村が税金を投じて人口減少を食い止めようというところで村内の業者さんが1件も着手できなかったということが実はあります。

私が提案する条件つきというのは、地材地建、要するに、地元の材料で地元の業者さんを選定した場合の補助金制度というか、それを、助成制度を明確にしてあげて、それで、分譲地の安価な分譲とか、もしくは無料でも結構です。そういった条件をつけないと、せつかくの施策が、村外にお金が流れてしまう。これでは何もならないということで、そういったその鮫川流というのは、そういう意味合いがあるんですけれども、そういった村の建設業者さんもきちんと潤って、村の中に税金が落ちる。まして、その中の施策としてやる以上は、一定財源を充当すると。そういった、行政だとすればしたたかに、やっぱりきちんと村に中にお金が落ちる仕掛けをつくるべきではないのかなと思って提案しました。

村長、再度ご所見をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まさに、この小規模分散型の条件つき宅地、これは、商工会長らしい村の商工会の振興あるいは青年の移住定住に向けた策かと考えております。

こういったことで、特に、各大字に分散するというのも、とても大事な策であろうかと思えます。ぜひ、それぞれの議員皆さん、各大字におりますから、宅地1棟建てるぐらいは、それぞれ皆さん確保できるのではないかと思います。こういったことで、各大字に7カ所設けて、村の事業所のそれこそ振興あるいは若者が地元に住んでもらえるような、こんな政策に切りかえてみて、この小規模分散型の条件つき宅地を検討してみたいかかなという思いで、今聞いておりました。

ぜひ、こういったこと具現化して、提案していただければ、これは商工会サイドで、ぜひ、そして議員の仲間で話し合いしながら提案いただければ、また、どういった支援が必要なのか、その辺もあわせて、みんなで取り組んでみたい事業ではないかと思えますので、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） やはり、住むところが一番基本であるし、ふるさとを愛する心は持つ

ていても、なかなか、さまざまな条件が満たされない限りは、定住というのは難しいところがありますので、多面的な支援策、また、私どももいろんな提案をさせていただきながら、議員としてもこれからご提案をさせていただきます。

それと、公営住宅の入居者の方々と懇談をとというご提案を冒頭に申し上げましたが、私が一番懸念しているのは、住んでいる方々は一生懸命子育てしながら住んでおられます。周りにさまざまな公園があったり、また生け垣があったり、樹木があったり、土手があって草が生えていたりしているわけですけれども、こういった外構の維持管理、これもまた懇談の中で、自治意識と一番冒頭に言いましたけれども、例えばみんなでこの日はやりましょう、そのかわり、村からも、シルバーセンターの方にも非常に器用な方が植木の剪定もできる方おられますので、そういった方々も何人か派遣して、この日みんなでやりませんかという、そういった提案、現状は非常に残念なことに管理が不行き届き、植木も荒れ放題になっておりますが、小さい子供がああ周りで遊ぶということもあって、安全な環境整備が必要なのではないかなと。そのためには、やはり自治意識を高めていただく懇談会も、きちんと住民サイドと、先ほどアンケートをとっておるという答弁でしたが、そういったことが、住民が自分もやりますと。そのかわり、届かないところは行政のそんなお力をおかりしたいという話がすり合わせることができる環境整備ができるのかなと思っておりますので、その辺もあわせて今後、懇談会、また充実した入居者との意見交換をお願いしたいと思っております。

最後になりますが、私は、子供たちを含むという言葉をいつも使うんですけれども、やっぱり子供のうちからそういう自治というか、地域づくりに参加する子供、特に定住促進と村営住宅は小さい子供が多く入っておりますので、中学生、高校生もおりますし、小学生、幼稚園もおります。こういった子供たちと一緒に地域をどうするかというものもあわせて懇談会の中で模索し、そしてまたお母さん方でできること、お父さん方でできること、できない部分は、行政がきちんとフォローしながら環境を守り、心まで育てるといような方向で、村としても今後、この定住促進のための施策の一端として充実していただくこと、期待を申し上げて2つの質問を終わらせていただきます。

ご答弁ありがとうございました。

---

◇ 遠藤貴人君

○議長（星一彌君） 1番、遠藤貴人君。

〔1番 遠藤貴人君 登壇〕

○1番（遠藤貴人君） 平成29年第1回の定例会におきまして、1問質問をさせていただくわけですが、先輩議員も同様の質問がありましたので、もう既に議論はし尽くされて、非常にやりづらい雰囲気ではありますけれども、執行者側の皆様には、よろしくお付き合いのほどをお願いいたしまして、私の質問にまいらせていただきます。

住宅事情の現状について。

現在、村内における住宅事情については、定住促進住宅、村営住宅ともに入居率は100%に近い状態です。村営住宅においては、世帯の収入によって家賃が変動する仕組みにあるため、勤続年数がふえ、所得が増加してくる中年世代になると、大きな住居費を支払うこととなります。

そこで、村営住宅に住み続けるか、持ち家にするかの選択に迫られますが、後者を選択した場合、土地の問題が大きな障壁となります。実家付近に十分な土地を持ち合わせない場合、新たに新築のための土地を買い求めなければなりません。この地域特有の価値観からか、土地所有者に賃借することは認められても、売買を認められない場合が非常に多い。

近隣町村には、お金を払えば堂々と買える分譲地が多数存在し、これだけの土地を村内で持ち合わせているにもかかわらず、お金を払って堂々と買える土地が存在しません。その現状が、近隣町村へ流れ出てしまう一つの要因になっていることと考えます。

20年前に造成した中野団地の分譲が、10年前に一区切りついている今、村内に持ち家を構え、この地で家族と暮らしていこうとする世帯に対し、新たな住居施策が急務と考えるが、村長の所見を伺います。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 1番、遠藤議員の質問、住居事情の現状についてのご質問にお答えを申し上げます。

宅地の分譲につきましては、8番、関根政雄議員の質問への答弁でご説明申し上げたとおりでありますので、省略をさせていただきます。

住宅用地を取得したいと考えても、議員のご指摘のとおり、なかなか譲ってもらえないというのが現状のようでもあります。宅地に適している土地というのは、やはり農地にも適しているんですね。農業の村ですから、どうしても田んぼや畑は大事だということであるかもしれません。

ただ、今ほど、関根政雄議員のお答えしたように、小規模分散型の条件つき住宅地、これはおもしろいアイデアではないかと思います。ぜひ、各大字で1カ所ぐらい、議員さんの地元での活動したしるしとして、あかしとして、そういった土地を見つけることが、あるいは推薦することができないもんかと思っております。各大字で1戸ずつそういった住宅ができれば7人の若い人が、もちろんこの小規模の分散型住宅には条件つきには、若い子づくり世代であるということも当然うたって、人口増加、地域の振興につなげたいと思いますので、これらもおもしろいのではないかと思います。

また、宗田議員にも質問にお答えした西野の工場の跡地であります。これも分譲して販売すれば、また違ったにぎわいもということでもありますので、この辺をどうぞ利用していただければと思います。

そして、私いつもお話ししているんですけども、準備万端でお客さんを待つのではなく、オーダーメイドで、入居者からそういった希望があった場合に、ぜひ皆さんと一緒に汗をかいて、そういった宅地を探す方法も、村では決して支援は惜しみませんので、ぜひ、そういったお客さんを見つけていただいて、要望を聞き、応援をし、対応をしまいたいと思います。

村有地の有効活用とあわせながら、差し当たりニーズに合った分譲宅地の整備、そして住宅の政策に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をお願いし、遠藤議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 定住促進住宅、そして村営住宅、ともに老朽化したものも多いかと思うんですが、もともと学校の教員住宅を住宅にした物件なんかは、特にそういった状況が顕著に見られますが、そういった住宅に関しては、今後どのようにしていくのかという考えが、もし今の時点でおありになれば、少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、そういったことで最初に対応させていただいたのが、広畑の住宅であります。9戸あった公営住宅を今、13戸に増設して、今、利用させていただいています。築後30年でした。今、考えているのが前田の住宅です、前田団地。ただ、あそこは借地なんですね。借地ですから年数が来たときには、今、25年ぐらいになっていますかね、30年ぐらいあたりには、もうそれで補助金の返納はいいのかなということ、それでは一旦お返しして、もちろん相談であります、村に譲ってもらえないときにはお返しして、あそこは

新たな場所で、村の土地に建ててみたいなという思いではおります。

ですから、今、公営住宅を建てる場合には、借地はしないで、基本的には村の土地に建てるという思いであります。今、その候補地に挙がっているのが前田の住宅であります。

あと、定住促進住宅であります。今、計画しているのが、今ほど申し上げましたように西山に2棟4世帯入居できる。そして、富田の反田地区にも同じような軒数をということで考えております。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 答弁が、どうしてもかぶるもんですから、大変申しわけないんですけども、見渡団地あるかと思うんですけども、見渡団地、非常に人気があるようなんですね。やはり、それはなぜかという、当然皆さんおわかりかと思うんですが、浅川、棚倉に出るのが非常に容易であるといったことだと思うんですが、中心地に宅地造成するというのも、もちろん一つの方法だと思うんですけども、村長の先ほどの答弁にあったように、7つの行政区に1つずつ見つけてもいいんじゃないかというお話ありましたけれども、そういった見渡であるとか、塚本など、やはり万人向けではないと思うんですが、一部のニーズにがっちりハマるといふ、そういった宅地造成もおもしろみがあるんじゃないかなというふうには私自身も考えています。なぜなら、やはり浅川の際の鮫川だろうが、棚倉の際の鮫川だろうが、やはり鮫川は鮫川でありますので、むしろ、棚倉町内とか浅川町内から職場に通う人よりも、もしかすると近い時間で鮫川村内から職場に通えるといったケースも、勤めている場所によっては発生するのかなというふうに思います。

ですから、村長及び職員の今目指している施策も同様の趣旨であるというふうに思っておりますので、これからのそういった施策は、非常に私自身も期待を寄せるところであります。

それと、人口減少とか少子高齢化ということが当然叫ばれますし、私自身ももちろん楽観視することはできないというふうに思っているんですが、しかしながら、やはり人口が減少していく、少子高齢化になっていくというのは、私は、世の中の流れだというふうに思っております。余りにもそこばかりに目を向けるのは、いささかむなしと私は感じております。

人口の数字、それから村の事業の予算の数字、さまざまな数字はあるかというふうに思いますが、私はそれは、どれも一番大事なことではないんじゃないかなというふうに思っております。やはり数字ではないと思うんです。

それは、やっぱり一番大事なのは、じゃ、何なのかといたら、私は、同士団結の精神だというふうに、私は、それこそが、まさに重んじるべきことなんだなというふうに考えています。

若い人たちは、若い人たちなりに奮起をしようとしていますし、何もこれは、行政におんぶにだっこをしようと、そういうふうなことではありません。

先ほど、先輩議員の質問の中にもありましたけれども、やはり互いに協力、共助の精神というのが、今後、より一層大切なことになってくるんだというふうに私は考えています。

1つ、具体的な例を出しますと、設立から11年がたちまして、なかなか手・まめ・館の収益が上がってこない。行政は、それを現場のせいにし、現場は、行政の責任だろうというふうに言っています。手・まめ・館の内部で働く従業員の方たちも、加工、直売、食堂、カフェといった四本柱で手・まめ・館は運営されているというふうに思いますが、各部門同士の従業員の人たち同士でお互いの足を引き合う状態は、組織のあり方としては、私は好ましくないというふうに思っています。

行政職員や我々議員が、村に限界を感じていては、村の人たち、ついてくるはずがないと私は思っております。

きょうの議会の傍聴者を見ていただければ、老若男女、さまざまな世代の人が、議会傍聴においでくださっているわけでありまして、こういった方たちは、やはり、やむにやまれぬ気持ち、村に協力しようとする、やはり志の高い人たちの集まりだというふうに私は思っております。なぜなら、今までこのような幅広い世代が、議会傍聴に来たことが過去にあったでしょうか。

人口は、減ってはいると思うんですが、逆に、村おこしの機運というのは、私は高まっているんじゃないかなというふうに感じるんです。ですから、今こそ我々議員、そして職員、首長の力をもってして、リーダーシップをとり、村を、地域を、つながりで支え輝く村づくりというのは、私個人的には非常にすばらしいスローガンだというふうに思っておりますし、これからの時代に、まさに必要な日本人の精神だなというふうに私、思っているんですけれども、鮫川の村民の人柄は、それほど悪いものじゃないですよというふうな答弁を、先ほど村長されましたが、私も全く同感です。そんなに悪いものではないというふうに思っておりますし、和をもってとうととなすといった有名な言葉もあります。それが、鮫川村であれば、私は十分可能なんじゃないかなというふうに思っております。

そういったことを含めて、村長の所見をお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 大変勇気のある若い議員の意見を聞いて心強く思っております。

私は、常々この鮫川から情報を発信するのは、案外内気な性格なんですね。よその人に見てもらって、日本一のきれいな村づくりに早く手を挙げろという方もおりますけれども、そうじゃなくて、お、この村はすごいな、こんな村に住んでみたいなどと皆さんに思ってもらえるような村づくりを、せっせせっせと頑張れば、必ず企業は選んでくれるんだよという、そういう思いで今日まで励んできました。本当に、議員の皆さんもそうだと思います。そういった思いが、私は、今、着実にあらわれてきております。

ただ、きのうあたり浅川まで行ったんですけれども、まだ浅川に行く途中、缶が4本ほど投げられていました。これ、拾おうかなと思ったんですけれども、後ろから誰かが来たみたいで、格好悪いから拾わないで来ましたけれども、まだもうちょっと皆さんで協力する必要があると思います。大丈夫です。

遠藤君みたいな若い方が自信を持って、少しぐらい人数が減っても少数精鋭主義で行くんだよと。そして、人に選んでもらえるような、私らは、きれいな水、きれいな空気、きれいな環境、きれいな里山景観をしっかりと維持できるんだよと。これさえ守っていけば、必ずまちの人は選んでくれると思います。まちの人に選んでもらえる、別に誘わなくてもそちらから来てもらえる、そういった村づくりを、ぜひ皆さんでつくるように努力していただければと思っております。

私は、先日もお話ししましたが、県の町村会の役員になりまして、8月に、あのくそ暑いときに、東京に2回ほど行きました。東京は40度です。鮫川の気温は外気が30度超えましても、山から来る、川から来る、風の爽やかさが違うんですね。東京は、あのエアコンの熱風なんですね。30度が40度、50度を感じられました。ああいうところに私は3日といられないです。とてもこの鮫川のすばらしさが気に入りました。

私の弟が、東京に、今、池袋に住んでいます。弟が来るときに、私は、夏暑いからと思って、弟が夜8時ごろ着くよということだから、部屋をギンギン冷やして待っていました。「兄貴、何だこのまねは。俺は、鮫川の風を浴びに来たんだ。こんなエアコンは、東京でいつも浴びているんだ」と。「このエアコンじゃなくて、自然の風が、この風が必要で、うれしくて鮫川に来るんだよ」そういうふうに言われました。それ以来、ずっとエアコンは消して舎弟を待っています。

ぜひ、そんな村づくりで頑張れば、私は、必ず夢はあると思います。皆さん、ぜひ頑張っ



て、ご協力をいただければと思います。ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 村長自身は、非常に気持ちの熱い人柄であるというふうに思っておりますから、私の気持ちは伝わっているものというふうに考えております。

村の将来は、もちろん決してバラ色ではないと思うんですが、ただ、そうはいつでも、そこに人生をかける価値というのは十分にあるというふうに私自身も思っています。

村民、行政、そして我々議員と、三位一体のつながりで支え輝く村づくり、同士の団結の精神で、ともに難題に立ち向かっていくということを心一つにすることを確認しまして、私の今回の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 今回の定例会、2点について村長に答弁を求めたいと思います。

まず、1点目として、農業用施設管理について。

ことしも、本村の基幹産業である農作業の時期を間もなく迎えることになりました。農業施設である水利施設、頭首工については、平成24年に質問しており、一級河川久慈川頭首工の動向を見ながら検討との答弁でありましたが、その後の経過と農業基盤を守る村長の姿勢について伺いたい。

まず、1つとして、本村所有の水利施設の調査、検討をされているか。

2つ、計画的な施設の改良、整備を進める必要があると思うがいかがか。

3、土地改良区の存続、運営についての所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田武久議員の最初の質問、農業用の施設管理についての質問にお答えを申し上げます。

最初に、平成24年の質問に対する答弁のその後の経過についてであります。

この質問は、施設の公有化に関する質問の件かと思っておりますので、それについてご説明を申

上げます。

農家の高齢化あるいは離農などにより、取水堰の管理が困難になってきているという現状は認識をしております。ただ、これらの施設は、やはり受益者が責任をもって管理するという形がいいのではないかと考えております。公有化ということは、通常の維持管理も村が担うということになります。取水堰の受益者は限られた方ですので、やはり通常の維持管理は受益者にお願いをし、大雨などにより被災した場合には、災害復旧事業で対応をしていくという形が望ましいのではと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

久慈川の頭首工堰も、2年ほど続けて県のほうに問いただしましたが、全然回答はありませんで、現状のまま管理してくださいということでありました。

次に、農業基盤を守る姿勢の1点目の本村所有の水利施設の調査検討をされているかという、2点目の計画的な施設の改良、整備の推進についてであります。

村が、直接に所有しているものではなく、村が把握しております取水堰は11カ所であります。この11カ所につきましては平成22年度に調査を実施しております。このときの調査におきまして7カ所に部分的な破損が確認されておりますが、専門的な診断が必要とされる箇所はなかったようであります。その後におきまして、調査は実施していない状況となっております。

先ほど、村が直接に所有しているのではなくと申しあげましたけれども、その多くは地元の水利組合や個人が共同で管理をしているものでありますので、村が積極的に改良、整備を進めるものではないのではないかと考えております。実際に取水堰にふぐあいがあるとの申し出も今のところ村に対してはないようであります。

先ほども答弁しておりますが、今後、異常出水などにより、堰が被災した場合には、農業用の施設として、災害復旧事業の対象になり得るものと考えますので、これまでどおり、地元あるいは受益者において管理されることをお願いしたいと思います。

3点目の鮫川村土地改良区の存続運営についてであります。これは、私からは申し上げるもなく、前田議員は改良区の理事長を長く経験されておりますので、経過等もご存じではあると思いますが、お話をさせていただきます。

鮫川村土地改良区は、昭和28年4月14日に設立され、以降、水田の圃場整備を主体とした土地改良事業を一手に担ってきた団体であります。昭和50年代から60年代は、土地改良事業が集中し、専任の職員も配置されており、村の工事額を超える事業を行っていた時期もありました。

しかし、その後、米の販売価格の低迷により水田への投資意欲等が急激に減退し、水田の圃場整備など土地改良事業そのものが、要望が年々減少しました。これに伴い、事務局体制も縮小となり、土地改良区から要請を受け、村職員を平成14年4月1日には事務局長を派遣し、平成23年4月には事務局員を派遣しております。

平成21年度には、本格的に土地改良区の組織の合理化に着手し、土地改良区で管理していた公衆道路や用排水路などの施設を村に移管することとし、理事長を村長が兼任することになりました。土地改良区組合員の償還金返済を主とする組織に見直されたということであり、ます。

この合理化の結果、工事の償還金が残る塩倉地区、大塩地区、馬場地区の3地区が土地改良区の対象地区でしたが、現在では、馬場地区の1地区が対象地区となっています。

この馬場地区は、平成33年度の事業費の償還金が完了する予定でしたが、平成30年度に繰り上げで事業費を償還する見込みであります。ですから、来年には、全て償還金を償還したいということでもあります。

土地改良区の存続については、組合員の総意で決定するものですが、現時点では、村が土地改良区にかかわって事務を担っており、住民が要望する土地改良事業については、従来どおり村が責任を持って実施することとしております。

以上で、9番、前田武久議員の質問のお答えにさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 頭首工については、久慈川の水位を上げると期待はしておったんですけども、せんだっての答弁においては、村長、鮫川は鮫川の事情に応じて、器量に応じて、これから検討していくというような答弁でありました。

そういった中で、先ほど村長が言われましたように、これからの農業維持、それから農業経営の存続というのは、かなり厳しい状況にある。今回の予算書の中にもありますが、中山間事業ですね、先ほど村長が言われました中山間事業も、最盛期には1億2,000万近い補助金が交付された。今は、ため池機能を合わされて1億1,000万というような金額で、かなり協定者が減っておるんじゃないかというふうに危惧されております。

その要因としては、やはり、先ほどの農業離れ、それから後継者の育成もままならず、そしてまた生産割れの農業経営というような状況が続く中での農業維持の混乱が支障を来しておるといふふうに認識しておるわけでございますが、そういった中で、この村内、研究というか、検討を余りされていないというような答弁でありましたが、7カ所の欠損箇所が見ら

れる頭首工がある、関堀ですね。それらに対して、前回は申し上げましたが、維持するということが容易でない。それで、村長は先ほど、なぜ土地改良区の存続運営について質問したかといいますと、土地改良法というような有意義な補助制度があります。そういったものを、これからも改良区は村に移管して、その運営を図られ、有意義な補助金の運用を図っておられると思いますが、今後、それらの活用を図りまして、その頭首工、私が実際、今回の質問前に、ある程度、11区、実際は16カ所ぐらいあるんですかね。平面水中ポンプの前田地区のを除いて16カ所。それと、村でもって取水位置図として残されている中で、ため池ですか、これ青生野、十日塚ですね。

私、初めて見分してきたんですが、例を言えば、羽鳥湖ダムに使う土のうでつくられた堤ですね。それで、水がないのかなと思っていったら満水に水が蓄えられておる。それで、周囲の管理もきれいにされている。恐らく十日塚の下手の人の農家の方が管理されていると思うんですが、村でどれだけ把握しているか、ちょっとわからないんですけれども、その状況についても答弁願いたいと思うんですけれども、鮫川の器量に合わせた、事情に合わせた、それから農業基盤でありますね。それと、国道保全とか風水害とか、いろいろ災害等の守る、その根源となるものが、やっぱりその取水堰、そういうものを、やはり既存の施設、そして基盤ですね、農業基盤、そういうものは、ぜひとも、公有化を図れなくても、先ほどの補助制度でもって解消を進めていくとか、維持していくとか、それはあろうと思いますが、もっと力を入れて、村長は、農業に力を入れている首長であるということは、誰もが認めておりますから、そういうことをやっていくんだと、そういう意気込みを村民に示していただきたいというふうに考えておりますが、もう少し、力の入れた抱負、所見を伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、前田議員の今のお話では、鮫川の取水堰は16カ所あるそうですが、私は、ほとんど知りません。勉強不足で申しわけないと思っておりますし、十日塚のため池もわかりません。

こういったことで、しっかりと担当者に検証させ、今、土地改良区はありますから、この辺有利な補助事業はないのかという思いで検討させていただきたいと思います。

まず、平成22年から調査を実施していないということでもあります。これは、一概に怠慢かということではなくて、そういった要望がないということも、相談がないということも事実でありますので、お含みおきをいただければと思います。早速、16カ所の取水堰は検討させていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長のある程度の意欲を感じましたけれども、受益者の場合は、経営状況が変わりまして、ほとんど今、取水堰を守る組合、数少なくなっているわけですね。昔は10人以上いて、堰の堰上げとか、用水堀の泥上げとかというようなことで、管理をされてきたんですが、今はもう10人のところが1人か2人のような状況で管理をしている。そして、また、中には経営を委託されて、担い手の方に任せるといような状況で、その担い手の人も堰上げまで含んだり、関堀の管理までするのなら、農業はかわりにはやってやらないといような状況であります。

そういった中で、とにかく堰の管理にしても、恐らく組合の人もなかなか言いづらいと思うんですよね。二、三人の堰を行政側にある程度管理してほしいとか、支援を仰ぎたいといのは難しいと思うんですよ。

それで、先ほど村長が、これから状況を把握して、状況を見分するというようなことでございますので、行政側のほうから組合側に大変でも声をかけていただいて、ここ7カ所、こういうふうに壊れているんだけど、どうなんだい、みんなは一部負担はあるけれども、早目に修繕して決壊を免れるよといような、そういう呼びかけ、そういうのも必要じゃないかといようなふうに考えております。

そういったことで、これからの農業を守るのは、やはり行政支援が大事だと思います。そうした中で、本村の景観維持、それから里山維持を図っていただいて、そう考えておりますが、もう一度、その辺について村長に答弁願います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、用水堀というのは、とても大事な施策であります。22年度に調査を実施して以来やっていないということは、これはおかしな話でありますから、この辺、職員と相談しながら早目に状況を把握させていただきたいと思えます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） それでは、この存続の件なんですけれども、私も平成元年から村に関しては21年まで一応携わってまいりました。そうした中で、昭和の時代に農業構造改善事業といようなことで、土地基盤整備でもって、農業者が、ほとんど大きな借金を抱えたんですよね。その後も食糧管理法といようなことが撤廃されまして、その精算の中から償還するはずだった償還金が滞納、当時、私がやっているうちに4,000万からの償還未済金が生じたといことで、改良区は大変な赤字財政、それを何とか克服すれば、今の大樂村長が、じ

や、村に編入移管を認めるというようなことで携わる。

そして、やっと償還が終わった途端に、そのような農業施設が崩壊の危機に流れているというような状況ですので、ぜひともこれは、村でてこ入れをして、農業者を守るというような考えでやっていただきたい。以上であります。

ちょっと、余談の話になりましたが、1点目を終わらして2点目に入りたいと思います。

2点目の償還金納入について。

阿武隈南部区域農用地開発公団事業参加者償還金の村立てかえ払い分、金額申しますけれども、当時2,393万1,856円です。その納入残高をお示し願いたい。

また、平成17年に契約した償還金返済計画書に基づき、履行されているものと思われるが、経過についても尋ねる。

計画書においては、生活の余裕が出た場合は、改めて返済計画を見直しをし、早期に完済努力するとあるが、経営状況の把握、指導、督励はどのようにされておられるかを伺いたい。

また、村有地牧野は、平成6年度に、国から2,570万円、約17町2反ですね、で買い受け、青生野肥育組合に貸与している。利用状況と今後の活用策についてお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 前田武久議員への2つ目の質問にお答えを申し上げます。

償還金の納入についてであります。

昭和55年度から平成11年度までに、20年間にわたり償還するルールになっておりました。この償還金は、一旦村が参加者から償還金を徴収し、まとめて県に納入する仕組みとなっておりました。このため、償還金がおくれた場合や未納となった場合には、村が立てかえて償還金を県に納入してきました。償還が終わる平成11年度には、未納者1件分を除き、村から県へ償還金は全て完納しました。この償還できなかった1件の農事組合法人は、経営不良であったため、村への償還金の支払いが滞っており、いまだに未納金が残っています。

その詳細は、平成11年までの納入金が2,995万2,560円、未納額が2,693万838円です。この未納金を村が立てかえてお支払いをしました。この組合の償還金総額は、元金が2,961万8,466円、利息が2,726万4,932円、合計5,688万3,398円、当時の金利は、借り入れ内容により7.04%から6.86%と高く、利息が莫大な金額となっていました。ばかな話だよ、はっきり言って。

この間の償還金の納付については、平成11年度から平成17年度まで、少額の償還金とこの組合の財産を処分金と合わせた148万2,701円を村に納入しました。

平成17年9月28日現在までの納入総額は、3,143万5,260円であり、この時点での未納額、平成17年9月28日現在です、2,544万8,137円であります。この未納状況を解決するため、組合の理事1名と償還金返済について協議をし、今後の返済計画を作成しました。その内容は、毎年50万を年2回に分けて支払いするものとし、平成17年11月25日から平成68年5月25日までの51年間、通算102回支払う計画を立てました。

なお、生活に余裕が出た場合には、返済計画を見直し、早期に完納できるよう努力することも記載をさせていただきました。

また、返済計画策定した後の納付状況については、平成28年度まで年額50万、23回の支払いが済んでおり、総額575万円が納入されております。この結果、現在の納付残額は1,969万8,137円となっております。1,969万8,137円です。

2年前から、子牛の販売価格の高騰により、経営が好転の兆しが考えられることから、できるだけ繰り上げて支払い、早期完納を働きかけているところであります。

次に、農事組合法人青生野肥育組合に貸し付けをしました村所有の放牧地とその活用対策についてお答えを申し上げます。

貸付契約の内容は、大字青生野字江堀261番と292番の2筆で、面積が17万1,134平方メートル、17町歩です。

貸付料金が、年額9万1,000円、貸付期間は1年とし、貸付条件の変更がなければ、毎年更新することとなっております。

放牧場の利用については、原発事故前までは牛を放牧しておりましたが、原発事故後の翌年4月から、牧草に含まれる放射性セシウム濃度の基準がさらに厳しくなり、貸し付けている放牧地を含め、当村の採草地や放牧地の牧草の摂取が制限され、そのため利用者から放牧場利用中止の申し出により、契約更新は行いませんでした。この草地を利用するには、草地表面を除去するか、また、牧草を更新する必要があります。さらに、牧草の中に含まれている放射性セシウム濃度が100ベクレル以下とすることが、摂取制限を解除するための最低限の条件であります。

このため、村では、国からの補助事業を活用し、鹿角平観光牧場を含め180ヘクタールの牧草地の更新を行った結果、放射性セシウムの濃度が基準を超える地域はありませんでした。

現在、青生野地区の牧場では、鹿角平観光牧場や一部の個人の放牧場では、既に除染が終

了し、草地が利用できる状態になっていますが、そのほかの放牧地については、同時期に放牧地を利用した大規模な太陽光発電計画が持ち上がったため、多数の放牧地の所有者から除染の申し入れはなく、除染が進まない状態が続いているのが現在であります。

青生野肥育組合に貸し付けした放牧地を含め、除染をしていない青生野地区の牧野組合に対しまして、自給飼料を確保し、低コストの畜産経営を目指す観点から、毎年除染の呼びかけは行っているところであります。

以上で、9番、前田武久議員の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 返済問題が生じたということは、これは、前々村長、昭和時代から開発を始めまして、前村長の平成15年、現村長の17年になって初めて償還返済に対しての具体的な我々議員として特別調査委員会を設立しまして、三十数回の協議を重ねたわけでありませう。それで、村当局に要望をとるか、善処しなさいというような意見を出しまして、現在、先ほど言われたような返済計画書を取りつけたということでございます。

しかし、この肥育組合、農事法人ですか、の代表理事はタカミというような方になっておると思います。そのタカミに対しても恐らく請求能力があるはずでありますし、行政側としても、それらに対しての所在とか、請求書とか、そういうものの送付とか、問い合わせとか、そういうことはされているかと思うんですが、その辺について。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 平成17年以前は、タカミを中心に請求事業を行っておりましたが、17年以降は、今の償還金の返納者のみで、今、返済計画を組んでいただいております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） それで、今、先ほど経済動向とか、子牛の価格が現在、29年に入っていますけれども、26年あたりから上向いてきておる。かなり、以前は20万、30万の価格が、現在は80万から100万というような、1匹ですよ。そういうふうな、かなり肥育、それから繁殖牛の効果は、経営が、かなり上向いておるといふふうに感じて、そういうことも含めて、村側としても督促はしておるといふような答弁でございますが、督促だけでは済まないと思うんですね。先ほど、50年もかかるというような、それは実際、平成11年までには、その阿武隈開発の償還組合数約五十数億円以上の償還をしているわけですよ。そのうちのたった1組合が未償還になったわけです。その未償還が、県のほう、一括償還をしなくてはならないということで、一人だけでも支払わなければ、全部が認められないということで、



村が立てかえ払いをしたと。その立てかえ払いをした、これも当時、我々も議論して、村民を村外に移住させないと。以前、阿武隈開発で、やはり村内の一部の人が償還できなくて、財産を売り払って村外に出て行っただと、そういう、本当に情けない状況の方もあったと。そういう方を鑑みて、我々も、じゃ、そのようなことで温情面を図ってというような。

そして、また、肥育組合のほうでも、先ほど言ったように生活状態がよくなれば見直して、そして返済を早めるというような約定をとりつけてありますので、その辺、何回督促したんだか、どのような督促の仕方をしたんだか、経営指導をどのようにされたんだか。それと、現状の経営状況はどうなんだか、その辺、余り差しさわりのない程度でご答弁願います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、私は、今の返済していただいている方が、相当な覚悟で引き受けてくれた、その思いを理解して、どうしても共同事業だったんですね。その辺、共同事業ですから、共同の責任なんですけれども、最終的には、この人一人が責任を感じて、今、債務の履行をしているということで、生活が、やはりその人にもかかっております。余り生活を脅かさない程度の返済がこの金額かなと思っております。

ただ、今、牛が高騰で相当いいからということで、職員に向かわせましてお話をしたところ、やはり親の牛の更新もあるそうです。こういったことで、なかなか思うような返済はできないという説明で帰ってきたようであります。

何回行ったのかというのは、わからないけれども、そういったことでご理解をいただければと思います。細々とではあります、平成68年ですか、5月をもって完済とします。こういったことで、寛大な判断をして、鮫川の村民として豊かな生活を送ってもらえるように支えるのも一つの役目かなと感じておりますので、ご協力とご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 担当課長。

○農林課長併任農業委員会事務局長（村山義美君） 今、前田議員の質問にお答えしたいと思うんですが、平成17年から、11月25日から、この法人に変わらして、個人の理事が年間50万ずつ納入するという事になっているんですが、その催促なんです、催促は、とりあえず順調に納入してありましたので、年に数回程度は訪問して督促はしました。

それで、その中で生活に余裕ができた場合ということ書かれてあるんですが、やっぱり今現在、牛が平均すると80万を超えておりますので、その点についても本人のほうには話しておきました。

それから、現在の牛の飼養頭数なんです、20頭前後で、急にふえたりとか減ったりは今

しておりません。その後、経営の内容についても牛が高ければどんどんふやすんですが、やはり、いろんな状況があつて、今の経営内容を続けているのではないかと思います。

以上であります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 先ほど言った17町歩の草地、かなり、あれから震災が6年。現地は私、ちょっと見ていないんですけれども、木々が生えそろって、牧野の状況は、私、失われているんじゃないかというふうに感じるわけなんですね。それと、さっき村長の答弁では、線量がかかなり少なくなっている。100ベクレル以下になっておるといような状態で、あのまま17町歩、2,500万も出して買ったやつが、ただ同然、荒らして、今のうち除染なんかは補償費は出ると思うんですが、あれを解除して除染して、何か活用するといような考えを持っていないんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほどお話ししましたように、メガソーラーのお話なんですね。太陽光発電です。この太陽光発電は、100メガを目指しているそうです。ですが、一部反対者がいるんですね。その反対者の思いも、私らは、国のパイロット事業で開発した農地でありますから、これも大事にしなければならぬと思っております。この辺にちょっと板挟みになり、村では、どちらかという、太陽光のほうがよいのではないかという思いであります。

あの地区でも大半の方が、高齢化しているから今さら除染するんでなくて、太陽光発電で、雇用の場もそこで創出される。ですから、私はそちらのほうがいいんですけども、一部、まだやりたいという人もいるという、そんなお話で今まとまっていないのが実態であります。

ですから、村が急いで除染をしてしまうと、逆に皆さんに迷惑をかけるのかなと。その除染をしたところを誰が借りてくれるかという思いもあります。

当然、あと、放牧地の除染と草地の除染では、採草地の除染ですね、急傾斜のために下流地に迷惑かけるんですね。ですから、余り大量に放牧地を除染していいのかなという思いもあります。そういったことで、今、ちょっと苦慮しているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） その村有地にメガソーラーだけではないんで、村長が今、メガソーラーという。

○村長（大樂勝弘君） はい、青生野牧野。

○9番（前田武久君） 青生野牧野でしょう。私が言っているのは村有地ですよ、17町歩。それは、平成7年に買い受けて、そして10年間は貸与等には使用できないというような話で、売り渡しもできないと。10年過ぎたら、さっき言ったタカミに売り渡しちまうべというような話は出たんですけれども、途中でドロクされちゃったというようなことで、ただ、私が言っているのは、今、放牧地にもならない、牧野にもならない、肥育組合も対応できないというような状況だから、除染費用が出るうちに除染をしたほうがいいんじゃないかと。そして、除染すれば、あとの用途は開けるんじゃないかというふうなことを言っているわけなんです。それは何でできないんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほど、お答えしましたように、急傾斜の除染というのは、下流地域に迷惑をかける。要するに、久慈川でアユに迷惑かけるんですね。それが、本当に大きな小言かうのですよ。そのために、ちょっと控え目にしてもいいのかな。そして、メガソーラーやる場合には、そういった除染してしまったところにはできないですよ。除染というのは補助事業ですから。補助事業を受けちゃうと、それは用途変更できないですよ。ですから、メガソーラーがもし導入されれば、そちらに村も参加したいなという思いで、今考えております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田議員。

○9番（前田武久君） 進捗状況はどうなっているのですか、そのメガソーラーの進捗状況は。あそこにメガソーラーを設置すると、かなり送電線の費用がかかったり、費用対効果がないうふうに聞いているんですけれども、その辺も十分検討しての計画なんですか、それは。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 村は、自分でやるんじゃなくて、土地を貸す、1平米当たり10円とか、そういう感じです。皆貸すだけです。

事業者は、いろいろオリックスとか入っていますけれども、どちらになるかは、私は余り関知していません。

1平米10円とか100円とかそんな感じで、余り値段のほうも、まだそれほど興味がなかったもんですから、関知しておりませんが、もちろん皆さんにこういった事業が導入するときには、そしてあそこは国有地を払下げした土地ですから、かなり厳しいと思います。これは、村挙げて要望活動しないと、許可になるような土地ではないと思います。

ですから、その辺、皆さんと一緒に、そういった話がまとまった場合には、しっかりとご相談をお願いしますから、協力いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 1平米15円というのは、1年間の貸与料でしょう。あそこは1平米150円で買ったんですね。だから、15円だったらかなりいいですよ、貸せれば。

ただ、メガソーラーの場合は、償還期限というか、償還というか太陽熱なんですよ。10年、20年かな、20年になっちゃうと、その廃棄処理とか、そういうことも含めて貸与しないと、それを、後の施設を全部村が残されちゃって、廃棄処分を全部請け負うそういう失態を起こしたんでは村民も困るし。そういうことを、ある程度、その進捗状況を我々議員にも提示していただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（星 一彌君） これで一般質問は終わります。

ここで、15時55分まで休憩いたします。

（午後 3時49分）

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時55分）

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（星 一彌君） 本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

---

#### ◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。  
事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本件について報告を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、報告第1号 専決処分の報告についてのご説明を申し上げ

ます。

議案書の1ページをごらんください。

本報告は、村道新宿古殿線線舗装補修工事について、工種の変更等により請負契約の増額があり、変更して契約をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものであります。

内容については、契約金額が7,267万4,280円を7,548万8,760円に増額して契約したものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

9番、前田君。

○9番（前田武久君） 増額についての説明をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 事前にお話ししたことありますが、このアメニウレタン工法という工法に変更させていただきました。

あと、予算が残りましたので、この予算の返納なしで工事を増額させて延長させていただきました。こういった内容であります。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

地域整備課長。

○地域整備課長（渡邊 敬君） 今、村長が説明ありましたが、少し補足をさせていただきたいというふうに思います。

今回、アメニウレタン舗装ということで、特殊な舗装をやるということは、既に議員の皆さんにも報告しておるところですけれども、通常の舗装と違いまして、排水性の舗装というのを一番上、表層の部分にやります。その下、通常ですと上層路盤工ということで碎石を15センチ入れて、その上に4センチの表層工を乗せるんですけれども、今回、この排水性舗装というのを施工するに当たりまして、その4センチの表層工の下に5センチの基層というアスファルトの部分を今回設計で計上させていただきました。その分、上層路盤工15センチだったものを10センチに薄くするということです。トータルの路盤の厚みは同じなんですけれども、その基層という層を5センチ入れることによって、今回、増額の変更ということになっております。施工延長の変更はございません。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

---

◎議案第1号～議案第5号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第5、議案第1号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例から日程第9、議案第5号 鮫川村東日本大震災復興基金条例を廃止する条例までの5議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第1号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例から議案第5号 鮫川村東日本大震災復興基金条例を廃止する条例までの5議案につきまして、提案による説明を申し上げます。

議案書は3ページをお開きください、

初めに、議案第1号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、今年度の事業で携帯電話の鉄塔施設を大字赤坂東野字官代地内に整備するため、名称及び場所等について所要の改正を行うものであります。

次に、議案書4ページをお開きください。

議案第2号です。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、平成28年人事院勧告で勧告されました育児休業に関する規制のうち、4月1日から施行されるもので、児童福祉法等の一部を改正する法律による改正及び職員の休暇の種類に不妊治療休暇を加えるため等の所要の改正を行うものであります。

次に、議案書の6ページをお開きください。

議案第3号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、鮫川村奨学基金に平成28年度において2件の寄附があったことにより、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書7ページをお開きください。

議案第4号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、道路法施行令の一部が改正されたことにより、平成27年度に行われた固定資産税評価額の評価を加え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた占用料の見直しを行うとともに、その他所要の改正を行うものであります。

次に、議案書の11ページをお開きください。

議案第5号です。鮫川村東日本大震災復興基金条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、平成23年度東日本大震災からの復興のための資金に充てるため、鮫川村東日本大震災復興基金に関する規定を条例について福島県復興支援交付金による本村の復興事業が完了したため、廃止するものであります。

以上で、議案第1号から5号までの5議案につきましての提案による説明とさせていただきます。原案に賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

---

#### ◎議案第6号～議案第12号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第10、議案第6号 平成28年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）から日程第16、議案第12号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの7議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第6号から議案第12号までの7議案につきまして、提

案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第6号 平成28年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

議案書は12ページから14ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをお開き願います。

補正前の予算額32億69万8,000円に対しまして、今回2億523万9,000円を増額し、補正後の予算総額を34億593万7,000円にするものであります。

歳入であります。事項別明細書2ページをお開きください。

主なものをご説明申し上げます。

1款村税、1項村民税、1目個人村民税、1節現年課税分の745万円の増額は、個人村民税所得割の増加等によるものであります。

同じく2項1目固定資産税、1節現年課税分766万7,000円の増額は、主に償却の資産等の増加によるものであります。

事項別明細書3ページをお願いします。

9款です。地方交付税ですが、普通交付税は1億9,850万9,000円の増額です。これは普通交付税の確定によるものでありますが、震災復興特別交付税が1,154万円の減となっておりますので、差し引き補正後の地方交付税額は17億6,724万8,000円であります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節障害者保護費負担金の242万円の増額は、障害者自立支援給付費決定による増額であります。

4ページをお開き願います。

14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金の市町村生活交通対策事業費補助金309万5,000円の増額は、あおぞら号福島交通塙・鮫川線の運行実績による増額であります。

同じく4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の農地中間管理機構集積支援事業費53万1,000円の減額は、県補助金の配分枠削減によるものであります。

同じく福島県営農再開支援事業費448万8,000円の減額は、本村の平成29年産米に対する放射性物質吸収抑制対策としての塩化カリ散布事業について、28年産米から放射性セシウムが検出されなかったことにより事業対象外となったことによる減額であります。29年度の塩カリの散布はありません。

5ページです。



15款財産収入、2項財産売払収入、2目不動産売払収入、1節立木売払収入246万3,000円は、青生野にある県行造林地について契約満期となり、伐採による収益分収金で地権者分733万2,400円のうち128分の43の持ち分であります。これは、村の持ち分の128分の43の持ち分が246万3,000円ということであります。

17款繰入金、2項基金繰入金、6目1節公有施設整備基金繰入金290万円の減額は、公民館施設改修事業加算事業に同基金の繰り入れを予定したものについて事業費確定により減額するものであります。

6ページをお開きください。

19款諸収入、5項1目1節雑入の県市町村振興協会市町村交付金45万7,000円は、オータムジャンボ宝くじ収益金による市町村交付金の増額補正で、平成28年度分は、全部で145万7,000円となります。

議案書の16ページ、第3表の地方債補正をあわせてごらんいただきたいと思ひます。議案書の16ページです。

地方債の補正をあわせてごらんいただきたいと思ひます。

20款1項村債です。1目1節辺地対策事業債のスクールバス整備事業債20万円の減額は、事業費の確定によるものであります。

続きまして、歳出の補正予算であります。

事項別明細書の7ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、25節積立金の教育施設整備基金7,000万円の増額は、普通交付税の特別積立金を同基金に福祉基金3,000万円の増額も普通交付税特別積立金分を同基金に公有施設整備基金8,246万3,000円の増額は、青生野県行造林分の分収金と普通交付税の特別積立金を同基金にそれぞれ基金として積み立てるものであります。

同じく6目企画費、8ページをお開きください。

企画費の19節負担金、補助及び交付金の186万2,000円は、生活バス路線運行費で、福島交通の塙・鮫川線、宝木経由鮫川線の運行実績による補助金の増額であります。

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費、19節負担金、補助及び交付金57万2,000円の増額は、個人番号カード交付事業負担金の増額の補正であります。

9ページです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金の国民健康保険特別会計事業勘定2,929万2,000円の増額は、一般被保険者療養給付費負担金支出の増加見込みに対し、

財源不足が見込まれるため、繰出金を増額するものであります。

同じく5目障害者福祉費、20節扶助費570万6,000円の増額は、障害者福祉サービスの利用増加によるものであります。

10ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、20節扶助費83万2,000円の増額は、乳幼児医療費を76万4,000円減額し、児童等医療費、妊産婦医療費をそれぞれ増額補正するものであります。

同じく4目環境衛生費、19節負担金、補助及び交付金515万9,000円の減額は、東白衛生組合・東白斎苑運営費で145万7,000円の減額、浄化槽設置整備事業費で362万4,000円を減額するものであります。

同じく28節繰出金300万円の減額は、簡易水道事業特別会計の事業費確定見込みによる繰出金の減額300万円であります。

同じく5目診療所費、28節繰出金58万6,000円は、国民健康保険特別会計直診勘定への増額補正するものであります。

11ページです。

同じく6目保健センター費、13節委託料225万3,000円の減額のうち、219万2,000円は社会保障・税制度の対応健康管理システム改修業務を今年度実施しなかったことによる減額であります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、11節需用費448万8,000円の減額は、本村の平成29年産米に対する放射性物質の吸収抑制対策で塩カリを散布する事業につきまして、放射線セシウムを検出されなくなったことにより事業の対象外となったため、予算を減額するものであります。

同じく19節負担金、補助及び交付金168万円は、イノシシの捕獲管理事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業について事業量の増加に対する不足分及び捕獲見込み分を合わせて増額補正するものであります。

同じく6目農地費、19節負担金、補助及び交付金の水田作付条件整備事業補助金187万5,000円の減額は、水田の暗渠排水工事に対する事業の確定見込みによる減額であります。

同じく10目多面的機能維持支援費は、19節負担金、補助及び交付金91万円の減額は、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業等の実績による減額であります。

12ページです。12ページをお開きください。

7 款の 1 項商工費、3 目観光費、13 節委託料105万9,000円は、一番下のほうです、105万9,000円は、朝日山西口登山道の国有林地を借地している部分について測量図を提出する必要が生じたことによる測量費であります。

13ページをお開きください。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路維持費、11 節需用費の消耗品費60万円は、除雪用の塩化カルシウムの購入費用であります。

同じく 2 目道路新設改良費、17 節公有財産購入費100万円は、村道水口大沢線改良工事に伴う用地購入費であります。

同じく 3 項住宅費、2 目住宅建設費、17 節公有財産購入費315万2,000円は、定住促進住宅整備事業に伴う用地購入費であります。

議案書の15ページをお開きください。

第 2 表繰越明許費についてご説明を申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費の I R U 光ファイバー設備管理事業費83万9,000円、ほか 8 事業合わせて 1 億2,993万1,000円について繰り越すこととしております。主な理由としては、各事業とも進捗状況により翌年度に事業を繰り越して実施する必要が生じたためであります。

続いて、特別会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第 7 号です。平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）についてご説明を申し上げます。

議案書は17ページ、事項別明細書は19ページをお開きください。

補正前の予算額 5 億4,179万円に対しまして、今回4,602万5,000円を増額し、補正後の予算総額を 5 億8,781万5,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書20ページをお開きください。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分98万円の減で、主な理由は、被保険者数の減少による課税額の減額であります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金、1 節現年度分のうち療養給付費1,406万3,000円を増額は、一般被保険者療養給付に係る国庫負担金の増額によるものであります。

同じく 2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、2 節特別調整交付金のうち、492万4,000円を増額は僻地の診療所運営費に係る交付金が増額されたことによるものであります。

21ページです。

5款県支出金、2項県補助金、1目1節財政調整交付金506万円の増額は、県補助金の変更による増額であります。

6款1項1目1節の共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金177万7,000円の減額は、80万以上の高額医療費給付金が見込みを下回ることによる減額であります。

同じく2節の保険財政共同安定化事業交付金268万5,000円は、保険の財政共同安定化事業交付金が見込みを上回ることによる増額補正であります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金のうち、給付費3,000万、一番下です、3,000万円の増額は、保険給付費支払財源に充当するため、一般会計繰入金を増額するものであります。

歳出です。

22ページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金、補助及び交付金3,500万円の増額は、一般被保険者療養給付費負担金の支払いが増額する見込みによるものです。

同じく2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、19節負担金、補助及び交付金200万円の増額は、一般被保険者高額療養費の支払いが増額となる見込みによるものであります。

同じく4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、19節負担金、補助及び交付金の126万円の減額は、支出見込み額の減によるものです。

24ページをお開きください。

10款諸支出金、2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金、28節繰出金492万4,000円の増額は、僻地診療所運営費に係る特別調整交付金分決定による増額分を繰り出すものであります。

11款予備費において557万1,000円を増額して、補正後の予算額を857万1,000円とするものであります。

次に、議案第8号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書は19ページですが、事項別明細書は27ページをお開きください。

補正前の予算額7,136万1,000円に対しまして、今回470万8,000円を減額し、補正後の予算総額を6,661万3,000円とするものであります。

歳入であります。

28ページをごらんください。

1 款診療収入、1 項外来収入、1 目国民健康保険診療報酬収入から6 目介護報酬収入までの合計において1,027万1,000円の減額は、各診療報酬収入が減収となる見込みによるものであります。

29ページをごらんください。

3 款繰入金、2 項1 目1 節事業勘定繰入金492万4,000円の増額は、僻地診療所運営費に係る特別調整交付金を増額するものであります。

30ページをお開き願います。

歳出です。

2 款1 項医業費、3 目医薬品衛生材料費、11 節需用費の医薬材料費370万円の減額は、医薬材料費等の節減により費用軽減を図ったことによるものであります。

次に、議案第9号 平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書は21ページ、事項別明細書は31ページをお開き願います。

予算額1億1,670万9,000円に対しまして、今回300万円を減額し、補正後の予算総額を1億1,370万9,000円とするものであります。

歳入であります。

32ページをお開きください。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目1 節一般会計繰入金を入れて300万円を減額します。歳出です。

33ページをお開きください。

歳出においては、4 款1 項1 目予備費を300万円減額するものであります。

次に、議案第10号 平成28年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書の23ページ、事項別明細書34ページをお開きください。

補正前の予算額1,602万1,000円に対しまして、今回90万円を減額し、補正後の予算総額を1,512万1,000円とするものであります。

事項別明細書35ページをごらんください。

歳入において、1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目1 節交流施設使用料90万円を減

額し、歳出において1款総務費1項施設管理費1目一般管理費で7節賃金等134万円を減額し、15節工事請負費で44万円を増額するものであります。

議案書の25ページをお開き願います。

第2表繰越明許費についてのご説明を申し上げます。

1款総務費、1項施設管理費で、交流施設管理事業196万3,000円について繰り越すこととしております。公民館の体験館の塗装工事についての繰り越しであります。

次に、議案第11号 平成28年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書の26ページ、事項別明細書は36ページをお開き願います。

補正前の予算額1億717万6,000円に対しまして、今回16万3,000円を増額し、補正後の予算総額を1億733万9,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書37ページをお開き願います。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金16万3,000円を増額補正します。歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金、補助及び交付金16万3,000円は、古殿町派遣職員人件費負担金を増額補正するものであります。

次に、議案第12号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書は28ページ、事項別明細書は38ページをお開き願います。

補正前の予算総額3,505万7,000円に対しまして、今回2万9,000円を増額し、補正後の予算総額を3,508万6,000円とするものになります。

歳入であります。

事項別明細書39ページをごらんください。

4款の諸収入、3項1目1節雑入2万9,000円増額するものであります。

歳出において3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、23節償還金、利子及び割引料1万4,000円及び4款1項1目予備費に1万5,000円を増額補正するものであります。

以上で、議案第6号から12号までの7議案についての提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第13号～議案第22号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第17、議案第13号 平成29年度鮫川村一般会計予算から日程第26、議案第22号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの10議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第13号から議案第22号までの10議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年度予算編成の方針につきましては、冒頭の挨拶で申し上げたとおりであります。

一般会計、特別会計予算書をごらん願います。まず1ページです。

議案第13号 平成29年度鮫川村一般会計予算であります。

予算総額は30億8,000万円であります。

次に、8ページをお開きください。

前年度予算額と比較しますと1億5,000万円、率にして5.1%の増額予算となっております。

歳入予算における村税分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入などの自主財源は6億2,500万円余りで、予算総額の20.3%であります。また、国庫支出金、県支出金、地方交付税、村債などの依存財源は24億5,400万円余りで、79.7%となっております。

1つ前の7ページに戻りますが、第2表地方債について記載しております。予算書の25ページの20款村債とあわせてごらんいただければと思います。

辺地対策事業債は1億480万円であります。これは、村道水口大沢線改良事業ほか、2路線の整備のほかに、スクールバス整備事業及び仁田地区の携帯電話等エリア整備事業ほか3地区の整備に当たることとしております。過疎対策事業債は1億910万円で、定住促進住宅、水口住宅整備事業、村道新宿古殿線補修事業ほか2路線、高齢者の総合福祉センター改修事業のほか、過疎地域自立促進特別事業、ソフト事業に3,280万円を充てることとしておりま

す。臨時財政対策債7,900万円であります。

起債の方法は、証書借り入れまたは証券発行、利率は5%以内、償還の方法は、起債日から30年以内の期間において、資金の融通条件並びに村長の定めることにより償還いたします。ただし、村の財政の都合により償還期限を短縮し、たまは繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものとしております。

次に、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人村民税が1 億243万5,000円、2 目法人村民税が1,080万7,000円であります。村民税の合計が1 億1,324万2,000円で、132万9,000円、1.18%の伸びとなっております。

同じく2 項固定資産税は1 億3,451万2,000円であります。

同じく1 目軽自動車税は1,353万7,000円、同じく4 項1 目村のたばこ税が469万6,000円を見込んでおります。

12ページです。

9 款地方交付税は14億5,296万7,000円で、前年度と比較して6,731万2,000円、率にして4.4%の減額で見込んでおります。要因は、国の地方交付税総額の概算要求枠が出口ベースで対前年比4.4%の減となっていることを考慮させていただきました。

15ページです。

13款国庫支出金のもろもろですが、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節障害者保護費負担金が4,235万4,000円となっております。

同じく3 節児童手当負担金は3,745万3,000円となっております。

同じく3 目災害復旧費国庫負担金、1 節土木施設災害復旧事業費負担金が3,040万6,000円となっております。

16ページです。

2 項国庫補助金、3 目土木費国庫補助金の1 節道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金6,904万8,000円は、村道等の防災安全対策に要する補助金であります。

その下の欄の2 節、住宅地補助金5,618万5,000円は、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、老朽建築物除去事業、定住促進住宅建設事業などを含む補助金であります。

17ページです。

14款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、1 節障害者保護費負担金の2,117万



6,000円は、障害者保護のための県負担金であります。

同じく 2 節保険基盤安定負担金の2,112万5,000円は、国民健康保険事業運営のための県負担金であります。

18ページです。

同じく 2 項県補助金、1 目総務費県補助金、1 節総務管理費補助金の携帯電話エリア整備事業費4,128万1,000円は、仁田、蕨平、大竹、田尻地区に携帯電話等エリアを整備する事業の補助金であります。

同じく 4 目農林水産業費県補助金、1 節農用地補助金の総額は1億61万3,000円です。このうち、中山間地域等直接支払交付金が6,919万4,000円、多面的機能支払交付金事業は1,421万9,000円となっております。

19ページです。

同じく 2 節林業費補助金7,702万5,000円を計上しております。このうち、ふくしま森林再生事業6,039万6,000円は、森林除染の効果を高める間伐等促進事業の補助金であります。

同じく 2 節林業費補助金に、今回、県単の治山施設補助事業鉾木田地内560万円と県単の林道解除事業、東前田線の舗装445万円を見込んでおります。

同じく 9 目農林水産業施設災害復旧費県補助金、1 節農地等災害復旧事業費補助金で1,468万6,000円を計上しております。

22ページです。

17款繰入金、2 項基金繰入金、1 目 1 節財政調整基金繰越金は、こどもセンター運営事業8,000万円、簡易水道施設整備事業費4,000万円のほか、3 事業と公債費の償還金合わせまして2億1,000万円を計上させていただきました。

同じく 2 目 1 節ふるさと基金繰入金260万円です。260万円は、特産品育成事業費と小学校教育支援事業費にふるさとづくり基金から繰り入れするものであります。

23ページです。

19款諸収入、4 項受託事業収入、2 目農林水産業費受託事業費、1 節農業地受託事業収入1,598万円は、米の全袋検査推進事業費の受託料ほかであります。

同じく 5 項の 1 目 1 節雑入です。

24ページです。

光ファイバーの I R U 契約貸付料1,166万2,000円は、村の光ファイバー I R U に契約による貸付料等の予算であります。

歳出予算であります。事業の主なものにつきましては、お手元に配付しました議案・要旨の中の平成29年度一般会計予算（案）主要事業調書をごらんいただきたいと思ひます。

次に、102ページをごらんください。

特別会計です。

議案第14号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算であります。

106ページです。

予算総額が5億4,125万3,000円で、前年度比2,853万9,000円の増額と予算されております。

107ページの中ほどをごらんください。枠外です。

国保の世帯数が525世帯、被保険者数が951人で、前年度比49人の減となっております。保険給付見込額は1人当たり39万4,454円で、前年度と比較しますと11.6%増加すると見込んでおります。1人当たりの保険税額は11万1,231円、1人当たりの保険税額です。11万1,231円となり前年度比で3.61%の減となりますが、保険税の本算定においては国保運営協議会において審議され、6月の定例議会において決定させていただくこととなります。

次に、125ページをお開きください。

議案第15号です。議案第15号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算であります。予算総額が6,549万8,000円、前年度と比較しますと634万円の減額予算となります。

126ページです。

1款診療収入、1項外来収入合計は4,428万2,000円を見込んでおります。対前年度比と比較しまして同額と見込んでおります。

3款繰入金の1目一般会計繰入金は、902万円を計上しております。

歳出の主なものですが、129ページです。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費は、医師に対する医業業務委託料を含む総額で3,957万8,000円となっております。

130ページをお開きください。

2款1項医業費の合計は、2,539万5,000円となっております。

134ページをお開きください。

議案第16号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算であります。

137ページです。

予算総額が1億1,519万7,000円で、前年度と比較しますと4,500万9,000円の減額予算とな

っております。

歳出の主なものです。

141ページをごらんください。

2款施設費、2項1目施設整備費、15節工事請負費の4,801万8,000円は、生産基盤近代化事業補助金を活用し、老朽化した配水池を改修するためのもので、平成29年度の改修工事をもって完了とするものであります。

次に、146ページをお開きください。

議案第17号 平成29年度鮫川村村営バス事業特別会計予算であります。

148ページをお開きください。

予算総額が780万円で、前年度と比較しますと7万5,000円の増額予算となっております。

149ページです。

歳入の主なものです。

1款使用料及び手数料、バス運行収入は479万6,000円を見込んでおります。

歳出の主なものです。150ページです。

1款総務費、1項1目村営バス事業費は748万4,000円となっております。

次に、152ページをお開きください。

議案第18号 平成29年度鮫川村集落排水事業特別会計予算であります。

104ページをお開きください。

予算総額が3,275万7,000円で、前年度と比較しますと55万6,000円の減額となっております。ほぼ、前年と同様の予算となっておりますが、156ページをお開きください。

歳出の1款施設費、1項1目施設管理費、15節工事請負費の121万円は、マンホールの段差を改修するためのものであります。

次に、158ページをお開きください。

議案第19号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計予算であります。

161ページをお開きください。

予算総額が2億5,813万円で、前年度と比較しますと865万3,000円の増額となっております。

歳入の主なものです。162ページです。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は7,130万6,000円です。平成27年度から29年度までの保険料は、標準額で月額が4,700円となっております。

歳出の主なものですが、167ページです。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の1目から9目までの合計が3億6,290万1,000円となっております。

次に、177ページをお開きください。

議案第20号 平成29年度鮫川村交流施設特別会計予算であります。

179ページです。

予算総額が1,170万円で、前年度と比較しますと209万8,000円の減額予算となっております。運営体制の見直しを行い、歳入歳出ともに前年に対し縮小した予算となっております。

次に、182ページをごらんください。

議案第21号 平成29年度鮫川村学校給食センター特別会計予算であります。

184ページです。

予算総額が1億88万4,000円で、前年度と比較しますと502万8,000円の減額予算となっております。

歳入の主なものです。185ページです。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目古殿町負担金は5,883万1,000円で、前年度と比較しますと235万2,000円の減となっております。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金2,586万5,000円は、251万6,000円の減となっております。

4款諸収入、1項納付金、1目1節給食費納付金1,553万7,000円は、26万6,000円の減となっております。

次に、191ページをお開きください。

議案第22号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算であります。

193ページをお開きください。

予算総額が3,636万4,000円で、前年度と比較しますと104万1,000円の増額となっております。

歳入の主なものです。194ページをお開きください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は2,120万6,000円。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、1,515万3,000円となっております。

歳出の主なものは、195ページです。

2款1項1目後期高齢者医療費広域連合納付金は3,521万2,000円となっております。

以上で、議案第13号から22号までの10議案については説明を終わります。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

---

◎議案第23号～議案第30号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第27、議案第23号 村道路線の認定についてから日程第34、議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの8議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第23号から議案第30号までの8議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の30ページをお開きください。

初めに、議案第23号 村道路線の認定についてご説明を申し上げます。

本案は、林道岩野草下線、岩野草水口線の2路線について、それぞれ官沢西山線と官沢余所内線を結ぶ利用頻度の高い路線であり、今回、村道として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案書の31ページをお開きください。

議案第24号 村道路線の廃止についてご説明を申し上げます。

本案は、村道の8路線について、それぞれ路線の現状から道路法第10条の規定により廃道とするものであります。

次に、議案書の32ページをお開き願います。

議案第25号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの鮫川村鹿角平観光牧場の指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。

過去2年間の実績に基づきまして、有限会社鹿角平観光センターを指定管理者として指定

するものであります。

次に、議案書33ページをお開き願います。

議案第26号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの鮫川村農村体験交流施設の指定管理者の指定について議会の同意を求めるものであります。

過去3年間の実績に基づきまして、さめがわライフサポートを指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

議案書の34ページ、35ページをお開き願います。

西山辺地の総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、スクールバス導入事業費の変更を行うもので、馬場線を1,540万4,000円から1,652万4,000円に変更するもののほか、村道水口大沢線改良舗装工事であります。事業費6,000万円を新たに加えるものであります。

次に、議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

議案書の36ページ、37ページをお開きください。

石井草辺地の総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

変更内容は、村道石井草大根屋敷線の舗装事業費が600万円を新たに加えるものであります。

次に、議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

議案書は38ページ、39ページをお開きください。

戸草の辺地の総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、移動通信用基地局の新設、これは大竹地区、事業費が1,540万6,000円を新

たに加えるものであります。

次に、議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

議案書の40ページ、41ページをお開きください。

渡瀬辺地の総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、移動通信用基地局の新設、田尻地区、事業費が1,550万6,000円を新たに加えるものであります。

以上で、議案第23号から議案第30号までの8議案につきましての提案理由の説明を終わります。原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

8日から10日までは常任委員会で議案調査をお願いいたします。

10日は午後中、現地調査を予定しております。

13日は午後1時30分から本会議を開きます。

なお、11日、12日は休会といたします。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時06分)

第 1 回 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )



## 平成29年第1回鮫川村議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成29年3月13日(月曜日)午後1時30分開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例<br>質疑・討論・採決 |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例<br>質疑・討論・採決        |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例<br>質疑・討論・採決              |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例<br>質疑・討論・採決             |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 鮫川村東日本大震災復興基金条例を廃止する条例<br>質疑・討論・採決             |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 平成28年度鮫川村一般会計補正予算(第6号)<br>質疑・討論・採決             |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)<br>質疑・討論・採決 |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第4号)<br>質疑・討論・採決 |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)<br>質疑・討論・採決       |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成28年度鮫川村交流施設特別会計補正予算(第4号)<br>質疑・討論・採決         |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成28年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第4号)                 |

号)

質疑・討論・採決

日程第12 議案第12号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

質疑・討論・採決

日程第13 議案第13号 平成29年度鮫川村一般会計予算

質疑・討論・採決

日程第14 議案第14号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)予算

質疑・討論・採決

日程第15 議案第15号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)予算

質疑・討論・採決

日程第16 議案第16号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第17 議案第17号 平成29年度鮫川村村営バス事業特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第18 議案第18号 平成29年度鮫川村集体排水事業特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第19 議案第19号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第20 議案第20号 平成29年度鮫川村交流施設特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第21 議案第21号 平成29年度鮫川村学校給食センター特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第22 議案第22号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第23 議案第23号 村道路線の認定について

質疑・討論・採決

日程第24 議案第24号 村道路線の廃止について

質疑・討論・採決

日程第25 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について(鮫川村鹿角平観光牧場)

質疑・討論・採決

日程第 26 議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農村体験交流施設）

質疑・討論・採決

日程第 27 議案第 27 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西山辺地）

質疑・討論・採決

日程第 28 議案第 28 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（石井草辺地）

質疑・討論・採決

日程第 29 議案第 29 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（戸草辺地）

質疑・討論・採決

日程第 30 議案第 30 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（渡瀬辺地）

質疑・討論・採決

日程第 31 発議第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

趣旨説明・質疑・討論・採決

日程第 32 請願について

請願第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

審査結果の報告・質疑・討論・採決

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 32 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由の説明・採決

追加日程第 2 発議第 2 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

趣旨説明・質疑・討論・採決

---

出席議員（10名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
6番	京條英征君	7番	前田雅秀君
8番	関根政雄君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
企画調整課長	楠木重正君	住民福祉課長	鈴木真理子君
農林課長 併任農業者 委員局長	村山義美君	地域整備課長	渡邊敬君
教育課長	鈴木守弘君	会計兼 管理者 出納室長	古舘甚子君

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	斉藤利己	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午後 1時30分）

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。  
事務局長。

○議会事務局長（斉藤利己） 諸般の報告をいたします。

代表監査委員より、疾病通院による欠席の届けがありました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告を終わります。

---

◎議案第1号～議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第1号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例から日程第5、議案第5号 鮫川村東日本大震災復興基金条例を廃止する条例までの5議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 鮫川村東日本大震災復興基金条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号～議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第6、議案第6号 平成28年度鮫川村一般会計補正予算（第6

号) から日程第12、議案第12号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) までの7議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 (星 一彌君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 (星 一彌君) 討論なしと認めます。

これから議案第6号 平成28年度鮫川村一般会計補正予算 (第6号) を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 (星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第4号) を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 (星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計 (直診勘定) 補正予算 (第4号) を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 (星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算 (第4号) を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 平成28年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 平成28年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号～議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第13、議案第13号 平成29年度鮫川村一般会計予算から日程第22、議案第22号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。



これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 平成29年度鮫川村一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 平成29年度鮫川村村営バス事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 平成29年度鮫川村集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 平成29年度鮫川村交流施設特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 平成29年度鮫川村学校給食センター特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号～議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第23、議案第23号 村道路線の認定についてから日程第30、議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの8議案を一括議題とい

たします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

- 9番（前田武久君） 議案第24号なんですけれども、村道路線の廃止ですね。これは現地調査等も見て、現場は、状況は把握してまいったんでありますが、ただ、村道廃止の中で、石井草地区森ノ前のところから、今度、前田から石井草の舗装道路がありますね、舗装工事。あれに通ずる昔の農道みたいな形で村道ということで今まで登記されておったと思うんですけども、あの線、延長約700メートルですか、村当局でもよく存じておるとは思いますが、一直線に新宿・古殿線から入って行って、沢沿いに農地が昔あったんですけども、今はほとんど荒廃して農道としての使用はないんですが、その沢沿いに堀があるんですよ。それで、かなり険しい溪谷で、多分大雨のときには大変な水量が流れてくると思うんですよ。

それで、村道から路線名を変えて、赤線、あるいは、何ていうんだ、公衆道路みたいな形でもって村ではその維持を図るだろうと思うんですが、この廃道路線の名称をどのように変えるのか、中には本当に供用しなくてもよいような、本当に廃道というような形で、なくしても差し支えないというような道路もありますが、実際はその地域でもってある程度道路としての使用はされている道路も目に受けたんですけども、とにかくそういうような形で村の持ち出し分をなくして、なるべく補助金でもってその存続を図るといような考えだろうと思うんですけども、廃道として、本当に廃道というような形で道路としてみなさないのか、それから、赤線としての名称をある程度どういうふうな形で残すのか、地域の人たちもちょっと不安であろうと思うんですので、その辺をお伺いしたい。

- 議長（星 一彌君） 村長。

- 村長（大樂勝弘君） 今、9番、前田議員からのおただしの村道の廃止路線の詳細であります。今質問にありました618の石井草支線、これは今担当よりご説明申し上げますけれども、私は知る限り、ほとんどが利用されていない道路ということで、今回、軽自動車も通らない、本当にそこを作業道くらいの感じで利用している道路で、村道としては利用ないから廃道にしますよということで説明を受けましたし、図面上でこういった説明を聞きました。ただ、618の石井草支線がちょっと、今、前田議員からお尋ねの線がちょっと不明確でありますので、担当者より説明を申し上げます。

- 議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（渡邊 敬君） 地域整備課からお答えを申し上げます。

まず、道路の名称ということですが、特に名称は考えておりません、公衆用道路として管理をしていくということだと考えております。

あと、廃道ということですが、廃道といいますと、市町村道ではない道路ということになります。市町村道ですと、道路法の適用も受けますので、なかなかいろいろな制約が出てくるわけですが、村道の場合は、今回、村道ではなくすることなので、地域の方が使うにはかえっていいのではないかなというふうにも思ったりもします。

あと、水路の問題につきましては、過去にも要望が出ていたようでもありますけれども、そこらについては再度精査をして、今度どうしていくかは検討していきたいというふうに思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） その石井草の道路ですが、あれは森ノ前というところは今度廃道になるやつの一番下流ですね、終末ですね。そうすると、今、課長も承知していると思うんですが、地域から入り口あたりの改良を望まれて、前にも陳情とか、資材の搬入とかということもあったと思うんですね。それで、現在も何人かから何とかあそこの改良をできないかというような要望、恐らく担当課長も承知していると思うんですが、そういうこともあるんで、市町村道を廃道というような形にしてもその維持はするというようなことではありますが、そういうこともよく、住民の要望を無視するようなことのないような廃道取り扱いをしてもらいたいというふうに思うんですが、そういうふうな経過があったと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今の前田議員のおただしは、ナカガワサイキュウイチさんのところに出るところの線ですか。脇にお墓あって……

〔「ハルオさんのところだね」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） ハルオさん。あそこは所有者の1名の方からの要望があったんですけども、地域がまとまらなかったんですね。そういう経過があります。区長さん自体の思い入れが強くて、直そうと始まったんですけども、なかなか地域の合意が得られなかった。そういった関係であそこは中断になりました。その辺、もし再度こういった要望が出ましたときには十分相談させていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号 村道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 村道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第31、発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

[議会事務局長朗読]

○議長（星 一彌君） 本案について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、8番、関根政雄君。

[8番 関根政雄君 登壇]

○8番（関根政雄君） 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出につきまして、次のとおりご説明を申し上げます。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段重くなって

おります。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められております。

しかしながら、一昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっております。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えます。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年3月13日、福島県鮫川村議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣であります。

よろしくご審議の上、ご賛同くださるようお願いを申し上げます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第32、請願についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 請願審査の結果報告を申し上げます。

事件名。請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願書。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された請願については、3月8日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定をいたしました。

その理由。現在の福島県最低賃金は、時間額で726円となっており、政府が目指している全国加重平均1,000円にはほど遠い金額であり、その水準は全国で31位と低位にあります。これらの現状を鑑み、福島県の復興を促進させる上でも、最低賃金の引き上げにより一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯どめをかける上で重要なことと判断し、採択することといたします。

少数意見の留保なし。

本委員会において上記のとおり決定しましたので、ご報告をいたします。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午後 2時01分）

---

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時03分）

---

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

ただいま村長から諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての1  
諮問が提出されました。発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書  
の提出についてが、8番、関根政雄議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受  
理しました。

これらを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2とし議題といたしたいと思いますが、  
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、追加日程第2とし議題とすることに決定しました。

---

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める  
ことについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、人権擁護委員の推薦について皆様の意見を求める案件につきましてのご説明を申し上げます。

前任者の方が今年6月30日をもって辞退したいということでありましたものですから、新たに元役場職員の平成27年3月31日に退職なされました佐藤博氏を人権擁護委員として推薦したく意見を求めるものであります。

佐藤博氏は、鮫川村大字赤坂東野字遠ヶ竜23番地で、昭和31年11月2日にお生まれになった60歳の方であります。当然皆様方、元役場職員ですからご存じかとは思いますが、よろしくご審議のほど、同意をいただきたくご説明を申し上げます。

任期としては29年7月1日から32年6月30日までの3年間となります。

よろしくご審議をお願いし、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。本案は佐藤博さんが人権擁護委員に適任者であることを議会の意見として答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号を諮問どおり答申することに決定いたしました。

---

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第2、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略します。

これから発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（星 一彌君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第1回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午後 2時10分）

上記会議次第は事務局長斉藤利己の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成29年3月13日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 北 條 利 雄

署 名 議 員 関 根 英 也